

控訴人番号	控訴人氏名	被災者氏名	認容額(円)	遅延損害金起算日	負担割合	担保額(円)	原審担保額(円)
1	A	A	11,880,000	平成22年12月13日	3/10	2,464,000	7,040,000
2の1	B1	B	7,425,000	平成23年3月6日	4/10	1,980,000	3,960,000
2の2	B2		7,425,000	平成23年3月6日	4/10	1,980,000	3,960,000
3	C	C	7,425,000	平成20年1月8日	2/10	1,980,000	3,960,000
5の1	E1	E	7,425,000	平成18年10月18日	4/10	5,940,000	—
5の2	E2		7,425,000	平成18年10月18日	4/10	5,940,000	—
6の1	F1	F	7,425,000	平成17年6月12日	4/10	1,980,000	3,960,000
6の2	F2		7,425,000	平成17年6月12日	4/10	1,980,000	3,960,000
7	G1	G	14,850,000	平成21年6月25日	4/10	4,752,000	7,128,000
8の1	H1	H	6,682,500	平成24年2月5日	1/3	5,346,000	—
8の2	H2		1,670,625	平成24年2月5日	1/3	1,336,500	—
8の3	H3		1,670,625	平成24年2月5日	1/3	1,336,500	—
8の4	H4		1,670,625	平成24年2月5日	1/3	1,336,500	—
8の5	H5		1,670,625	平成24年2月5日	1/3	1,336,500	—
9	I	I	11,880,000	平成22年2月16日	3/10	9,504,000	—
10の1	J1	J	6,682,500	平成22年6月4日	1/3	5,346,000	—
10の2	J2		1,670,625	平成22年6月4日	1/3	1,336,500	—
10の3	J3		1,670,625	平成22年6月4日	1/3	1,336,500	—
10の4	J4		1,670,625	平成22年6月4日	1/3	1,336,500	—
10の5	J5		1,670,625	平成22年6月4日	1/3	1,336,500	—
11の1	K1	K	4,950,000	平成27年6月4日	4/10	1,613,334	7,040,000
11の2	K2		4,950,000	平成27年6月4日	4/10	1,613,334	
11の3	K3		4,950,000	平成27年6月4日	4/10	1,613,334	
12	L1	L	6,682,500	平成23年10月29日	4/10	1,386,000	3,960,000
13	M	M	13,200,000	平成18年8月30日	1/3	3,520,000	7,040,000
15	O1	O	14,850,000	平成22年7月22日	4/10	11,880,000	—
16	P	P	8,250,000	平成22年5月27日	1/5	2,640,000	3,960,000
17	Q1	Q	14,850,000	平成15年6月17日	4/10	3,960,000	7,920,000
18の1	R1	R	7,425,000	平成27年8月31日	4/10	2,420,000	7,040,000
18の2	R2		7,425,000	平成27年8月31日	4/10	2,420,000	
19	S	S	13,200,000	平成19年2月23日	1/3	3,520,000	7,040,000

控訴人 番号	控訴人氏名	符号 被控 訴人	乙キ			乙シ			乙テ			乙ト			乙マ			乙ム			乙ラ			乙ワ			遅延損害金起算日
			エーアンドエーマテリアル			神島化学工業			積水化学工業			大建工業			ニチアス			日東紡績			ノザワ			エム・エム・ケイ			
			認容額(円)	負担 割合	担保額(円)	認容額(円)	負担 割合	担保額(円)	認容額(円)	負担 割合	担保額(円)	認容額(円)	負担 割合	担保額(円)	認容額(円)	負担 割合	担保額(円)	認容額(円)	負担 割合	担保額(円)	認容額(円)	負担 割合	担保額(円)	認容額(円)	負担 割合	担保額(円)	
1	A																		9,504,000	1/4	7,603,200					平成22年12月13日	
2の1	B1		5,940,000	3/10	1,188,000	5,940,000	3/10	1,188,000						5,940,000	3/10	1,188,000								5,940,000	3/10	1,188,000	平成23年3月6日
2の2	B2		5,940,000	3/10	1,188,000	5,940,000	3/10	1,188,000						5,940,000	3/10	1,188,000								5,940,000	3/10	1,188,000	平成23年3月6日
5の1	E1		5,940,000	3/10	1,188,000						5,940,000	3/10	1,188,000				5,940,000	3/10	1,188,000					5,940,000	3/10	1,188,000	平成18年10月18日
5の2	E2		5,940,000	3/10	1,188,000						5,940,000	3/10	1,188,000				5,940,000	3/10	1,188,000					5,940,000	3/10	1,188,000	平成18年10月18日
6の1	F1		5,940,000	3/10	2,376,000																			5,940,000	3/10	2,376,000	平成17年6月12日
6の2	F2		5,940,000	3/10	2,376,000																			5,940,000	3/10	2,376,000	平成17年6月12日
7	G1		11,880,000	3/10	1,900,800						11,880,000	3/10	1,900,800	11,880,000	3/10	1,900,800	11,880,000	3/10	1,900,800					11,880,000	3/10	1,900,800	平成21年6月25日
8の1	H1								5,346,000	1/3	4,276,800																平成24年2月5日
8の2	H2								1,336,500	1/3	1,069,200																平成24年2月5日
8の3	H3								1,336,500	1/3	1,069,200																平成24年2月5日
8の4	H4								1,336,500	1/3	1,069,200																平成24年2月5日
8の5	H5								1,336,500	1/3	1,069,200																平成24年2月5日
9	I		9,504,000	1/4	2,534,400	9,504,000	1/4	2,534,400																9,504,000	1/4	2,534,400	平成22年2月16日
12	L1		5,346,000	1/4	2,138,400																						平成23年10月29日
13	M		14,784,000	2/5	1,971,200	14,784,000	2/5	1,971,200				14,784,000	2/5	1,971,200	14,784,000	2/5	1,971,200	14,784,000	2/5	1,971,200				14,784,000	2/5	1,971,200	平成18年8月30日
15	O1												7,128,000	1/5	5,702,400												平成22年7月22日
16	P		6,600,000	1/6	880,000	6,600,000	1/6	880,000			6,600,000	1/6	880,000	6,600,000	1/6	880,000	6,600,000	1/6	880,000					6,600,000	1/6	880,000	平成22年5月27日
19	S		10,560,000	1/4	4,224,000																			10,560,000	1/4	4,224,000	平成19年2月23日

請求対象被控訴人一覧表

別紙3

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
1	A	乙ア	国	38,500,000	平成22年12月13日
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙シ	神島化学工業株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ト	大建工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		
		乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
2の1	B1 (被災者: B)	乙ア	国	19,250,000	平成21年11月10日
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙シ	神島化学工業株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ト	大建工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		
		乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
2の2	B2 (被災者: B)	乙ア	国	19,250,000	平成21年11月10日
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙シ	神島化学工業株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ト	大建工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		
		乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
3	C	乙ア	国	38,500,000	平成17年8月18日
		乙イ	AGC株式会社		
		乙ウ	旭トステム外装株式会社		
		乙オ	ウベボード株式会社		
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙ク	株式会社クボタ		
		乙ケ	ケイミュー株式会社		
		乙シ	神島化学工業株式会社		
		乙タ	昭和電工建材株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙ツ	住友大阪セメント株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ト	大建工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙フ	東レACE株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ミ	ニチハ株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
乙ラ	株式会社ノザワ				
乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ				

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
4	D1 被災者: D)	乙ア	国	38,500,000	平成12年3月3日
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙シ	神島化学工業株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ト	大建工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		
		乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
5の1	E1 (被災者: E)	乙ア	国	19,250,000	平成16年7月21日
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙シ	神島化学工業株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ト	大建工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		
		乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
5の2	E2 (被災者: E)	乙ア	国	19,250,000	平成16年7月21日
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙シ	神島化学工業株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ト	大建工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		
		乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
6の1	F1 (被災者: F)	乙ア	国	19,250,000	平成17年1月26日
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙シ	神島化学工業株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ト	大建工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		
		乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
6の2	F2 (被災者: F)	乙ア	国	19,250,000	平成17年1月26日
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙シ	神島化学工業株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ト	大建工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		
		乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
7	G1 (被災者: G)	乙ア	国	38,500,000	平成21年6月19日
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙シ	神島化学工業株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ト	大建工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		
		乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
8の1	H1 (被災者: H)	乙ア	国	19,250,000	平成22年3月19日
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙ク	株式会社クボタ		
		乙ケ	ケイミュー株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
8の2	H2 (被災者: H)	乙ア	国	4,812,500	平成22年3月19日
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙ク	株式会社クボタ		
		乙ケ	ケイミュー株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
8の3	H3 (被災者: H)	乙ア	国	4,812,500	平成22年3月19日
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙ク	株式会社クボタ		
		乙ケ	ケイミュー株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
8の4	H4 (被災者: H)	乙ア	国	4,812,500	平成22年3月19日
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙ク	株式会社クボタ		
		乙ケ	ケイミュー株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
8の5	H5 (被災者: H)	乙ア	国	4,812,500	平成22年3月19日
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙ク	株式会社クボタ		
		乙ケ	ケイミュー株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
9	I	乙ア	国	38,500,000	平成22年2月4日
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙シ	神島化学工業株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ト	大建工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		
		乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
10の1	J1 (被災者: J)	乙ア	国	19,250,000	平成18年5月16日
		乙ラ	株式会社ノザワ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
10の2	J2 (被災者: J)	乙ア	国	4,812,500	平成18年5月16日
		乙ラ	株式会社ノザワ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
10の3	J3 (被災者: J)	乙ア	国	4,812,500	平成18年5月16日
		乙ラ	株式会社ノザワ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
10の4	J4 (被災者: J)	乙ア	国	4,812,500	平成18年5月16日
		乙ラ	株式会社ノザワ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
10の5	J5 (被災者: J)	乙ア	国	4,812,500	平成18年5月16日
		乙ラ	株式会社ノザワ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
11の1	K1 (被災者: K)	乙ア	国	12,833,334	平成22年4月27日
		乙オ	ウベボード株式会社		
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
11の2	K2 (被災者: K)	乙ア	国	12,833,333	平成22年4月27日
		乙オ	ウベボード株式会社		
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
11の3	K3 (被災者: K)	乙ア	国	12,833,333	平成22年4月27日
		乙オ	ウベボード株式会社		
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
12	L1 (被災者: L)	乙ア	国	19,250,000	平成23年9月1日
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
13	M	乙ア	国	38,500,000	平成18年8月30日
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙シ	神島化学工業株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ト	大建工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		
		乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
14	N1 (被災者: N)	乙ア	国	38,500,000	平成23年1月4日
		乙イ	AGC株式会社		
		乙ウ	旭トステム外装株式会社		
		乙オ	ウベボード株式会社		
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙ク	株式会社クボタ		
		乙ケ	ケイミュー株式会社		
		乙シ	神島化学工業株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙ツ	住友大阪セメント株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ト	大建工業株式会社		
		乙フ	東レACE株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ミ	ニチハ株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		
		乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
15	O1 (被災者: O)	乙ア	国	38,500,000	平成17年12月31日
		乙マ	ニチアス株式会社		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
16	P	乙ア	国	38,500,000	平成22年5月27日
		乙オ	ウベボード株式会社		
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙シ	神島化学工業株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ト	大建工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		
		乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
17	Q1 (被災者: Q)	乙ア	国	38,500,000	平成14年8月2日
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
18の1	R1 (被災者: R)	乙ア	国	19,250,000	平成24年11月19日
		乙イ	AGC株式会社		
		乙ウ	旭トステム外装株式会社		
		乙オ	ウベボード株式会社		
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙ク	株式会社クボタ		
		乙ケ	ケイミュー株式会社		
		乙シ	神島化学工業株式会社		
		乙タ	昭和電工建材株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙ツ	住友大阪セメント株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ト	大建工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙フ	東レACE株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ミ	ニチハ株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙メ	日本インシュレーション株式会社		
乙ユ	日本バルカー工業株式会社				
乙ラ	株式会社ノザワ				
乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ				

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
18の2	R2 (被災者: R)	乙ア	国	19,250,000	平成24年11月19日
		乙イ	AGC株式会社		
		乙ウ	旭トステム外装株式会社		
		乙オ	ウベボード株式会社		
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙ク	株式会社クボタ		
		乙ケ	ケイミュー株式会社		
		乙シ	神島化学工業株式会社		
		乙タ	昭和電工建材株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙ツ	住友大阪セメント株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ト	大建工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙フ	東レACE株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ミ	ニチハ株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙メ	日本インシュレーション株式会社		
乙ユ	日本バルカー工業株式会社				
乙ラ	株式会社ノザワ				
乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ				

控訴人番号	控訴人	符号	被控訴人	請求金額(円)	遅延損害金起算日
19	S	乙ア	国	38,500,000	平成19年2月23日
		乙イ	AGC株式会社		
		乙ウ	旭トステム外装株式会社		
		乙キ	株式会社エーアンドエーマテリアル		
		乙ク	株式会社クボタ		
		乙ケ	ケイミュー株式会社		
		乙シ	神島化学工業株式会社		
		乙チ	新日鉄住金化学株式会社		
		乙テ	積水化学工業株式会社		
		乙ト	大建工業株式会社		
		乙ニ	太平洋セメント株式会社		
		乙フ	東レACE株式会社		
		乙ホ	ナイガイ株式会社		
		乙マ	ニチアス株式会社		
		乙ミ	ニチハ株式会社		
		乙ム	日東紡績株式会社		
		乙ユ	日本バルカー工業株式会社		
		乙ラ	株式会社ノザワ		
		乙ワ	株式会社エム・エム・ケイ		

主要原因建材・企業対照表

符号	被控訴人企業名	吹付け 石綿	吹付け ロック ウール (湿式・ 乾式)	耐火 被覆板	ケイカ ル板2 種	ケイ酸 カルシ ウム保 温材	石綿ス レート 波板	石綿ス レート ボード	ケイカ ル板1 種	ロック ウール 吸音天 井板	押出成 形セメ ント板	窯業系 サイディ ング	住宅用 屋根材	混和材
イ	AGC											◎		
ウ	旭ステム外装											○		
オ	ウベボード						◎							
キ	エーアンドエーマテリアル	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎			○		
ク	クボタ											◎	◎	
ケ	ケイミュー											◎	◎	
シ	神島化学工業				◎	◎			◎			○		
タ	昭和電工建材										◎			
チ	新日鉄住金化学		◎											
ツ	住友大阪セメント						○						○	
テ	積水化学工業								○				○	
ト	大建工業								○	◎		○	○	
ニ	太平洋セメント		◎											
フ	東レACE											◎		
ホ	ナイガイ	○	○	○										
マ	ニチアス	○	○	○	◎	◎			◎					
ミ	ニチハ											◎		
ム	日東紡績		◎							◎				
メ	日本インシュレーション				◎	◎								
ユ	日本バルカー工業	○	○	○										
ラ	ノザワ	○	○	○			○	○			◎			◎
ワ	エム・エム・ケイ						○	◎	◎		◎			

企業シェア一覧表（控訴人ら主張）

	吹付石綿	吹付ロックウール (湿式・乾式)	耐火被覆板	ケイカル板2種	珪酸カルシウム保温材	石綿スレート波板	石綿スレートボード (フレキシブル板、平板、軟質板等)	ケイカル板1種	ロックウール吸音天井板	押出成形セメント板	窯業系サイディング	住宅屋根用化粧スレート
資料時期 企業名												
1,2 旭硝子・旭トステム											14.2~28.1	
3 ウベボード												
4 A&AM(朝日石綿)	9.1~14.1	4.7~20.0	17.0	18.9~21.0	20.0						4.6~13.1	
5 A&AM(浅野スレート)												
6 クボタ							*	*			17.4~31.3 100	
7 ケイミュー(松下電工)									*9.6~24.3		8.4~26.6	
8 神島化学工業				16.7~12.0	19.8			19.2				
9 昭和電工										23~51		
10 新日鐵化学		9.0~30.0										
11 住友大阪セメント						5.2~12.5						
12 積水化学工業								7.2~11.9				
13 大建工業								5.9~12.2	24.6~40.0		3.7~15.6	
14 太平洋セメント		10.0~56.0										
15 東レACE											6.2~17.2	
16 ナイガイ	9.3	9.3	17.0									
17 ニチアス	8.3~54.7	16.0~27.1	7.0	15.1~24.1	30.0			21.4~75.0				
18 ニチハ											58.5	
19 日東紡績		9.7~26.7							38.7~46.9			
20 日本インシュレーション				40.0~41.7	19.8							
21 日本バルカー	23.4~33.1	4.3	33.0	2.9								
22 ノザワ	7.8~41.3	3.3~15.7	26.0			8.5~12.4	10.2~26.8			41~100		
23 ノダ											8.2	
24 MMK(三菱マテリアル建材)						3.8~13.9	23.2	9.4~14.3		8~25		

被災者別主要原因建材・主要原因企業選定理由

第 1 控訴人 A

1 主要原因建材

控訴人 A が作業に従事した時間、現場監督としての作業態様（吹付材は直接取り扱う。）、建材の使用頻度（耐火被覆板は少ない。）、建材からの粉じんの飛散性（吹付材は高い。）及び石綿含有率等を総合すると、主要原因建材は、吹付材（吹付石綿、吹付けロックウール）、内装材としてのボード類（石綿スレートボード、ケイカル板 1 種、ロックウール吸音天井板）、耐火被覆板である。

2 主要原因企業

いずれの建材も、シェア上位企業が主要原因企業となる。

第 2 被災者 B

1 主要原因建材

船内大工時代に多く扱った石綿含有建材は、内装材（石綿スレートボード、ケイカル板 1 種、ロックウール吸音天井板）であった。

内装工時代は、下地工事（新築工事・改修工事とも）の際、上記内装材に加え、吹付材に多く曝露したので、吹付材（吹付石綿、吹付けロックウール）も主要原因建材となるが、船内大工時代（昭和 42 年から昭和 58 年まで）に製造を終了した吹付材（製造会社は新日鉄住金化学及びナイガイ）については、改修工事における曝露のみを考慮する。

2 主要原因企業

いずれの建材も、シェア上位企業が主要原因企業となる。

第 3 控訴人 C

1 主要原因建材

解体作業ではほぼ全ての種類の石綿含有建材の粉じんに曝露したが、保温材、

耐火被覆材，ケイカル板 2 種は，通常，戸建て住宅には用いられず，流通量も少ないため，これらは主要原因建材から除外する。

大工，内装工，板金工（屋根工）の各作業では，ボード類及びロックウール吸音天井板の切断，屋根材の切断等を行い，清掃作業も含め，建築現場から発生する様々な石綿粉じんにより直接・間接に曝露した。

主要原因建材は，吹付材（吹付石綿，吹付けロックウール），内装材（石綿スレートボード，ケイカル板 1 種，ロックウール吸音天井板），押出成形セメント板，外装材（石綿スレート波板，窯業系サイディング），住宅用屋根材である。

2 主要原因企業

いずれの建材も，シェア上位企業が主要原因企業となる。

第 4 被災者 D

1 主要原因建材

被災者 D は，長年，多種多様な現場で掃き屋として屋内作業を中心に従事しており，主要原因建材は，吹付材（吹付石綿，吹付けロックウール）及び内装材（石綿スレートボード，ケイカル板 1 種，ロックウール吸音天井板）である。

2 主要原因企業

いずれの建材も，シェア上位企業が主要原因企業となる。

第 5 被災者 E

1 主要原因建材

被災者 E は，長年，電気工として多種多様な現場で就労しており，主要原因建材は，吹付材（吹付石綿，吹付けロックウール）及び内装材（石綿スレートボード，ケイカル板 1 種，ロックウール吸音天井板）である。

2 主要原因企業

いずれの建材も，シェア上位企業が主要原因企業となる。

第6 被災者 F

1 主要原因建材

被災者 F は、大工、内装工として、昭和41年から平成18年まで内装作業に従事してきたから、主要原因建材は、吹付材（吹付石綿、吹付けロックウール）、内装材（石綿スレートボード、ケイカル板1種、ロックウール吸音天井板）である。

2 主要原因企業

いずれの建材も、シェア上位企業が主要原因企業となる。

第7 被災者 G

1 主要原因建材

被災者 G は、内装工として、昭和37年から平成21年まで就労してきたから、主要原因建材は、吹付材（吹付石綿、吹付けロックウール）、内装材（石綿スレートボード、ケイカル板1種、ロックウール吸音天井板）である。

2 主要原因企業

いずれの建材も、シェア上位企業が主要原因企業となる。

第8 被災者 H

1 主要原因建材

被災者 H は、ダクト工として昭和39年から平成22年2月まで、屋根工として昭和50年4月から平成22年2月まで就労したから、主要原因建材は、第1に住宅用屋根材であり、第2に吹付材である。

2 主要原因企業

被災者 H は、昭和50年頃、積水化学工業の屋根工事の講習を受け、積水営繕センター（積水化学工業の関連会社）の指定代理人となって、戸建て住宅の屋根葺き替え工事（改修工事）に従事するようになった。このため、屋根工事で扱っていた屋根材は、「セキスイかわらU」（積水化学工業）、「ニューウェーブ」（松下電工）、「フルベスト」（松下電工）、「カラーベスト」（クボ

タ)等であった。したがって、屋根材の関係の主要原因企業は、積水化学工業、ケイミュー、クボタである。吹付材の関係の主要原因企業は、シェア上位企業である。

第9 控訴人 I

1 主要原因建材

控訴人 I が最も多く従事したのは、戸建て住宅及び大型建物の内装工事（下地工事及びボード貼り）であるから、主要原因建材は、内装材（石綿スレートボード、ケイカル板1種、ロックウール吸音天井板）と吹付材（吹付石綿、吹付けロックウール）である。

2 主要原因企業

いずれの建材も、シェア上位企業が主要原因企業となる。

第10 被災者 J

1 主要原因建材

被災者 J はクロス工であったが、クロス工は、左官と同時並行で作業を行うことがあり、当時、建物の内壁や天井に塗られるモルタルを中心にモルタル混和材である石綿テーリングが多く使用されていた。被災者 J は、左官がモルタルに混和材を混ぜる攪拌作業の際に発生した粉じん曝露した。被災者 J の石綿粉じん曝露状況からして、主要原因建材は、モルタルに含まれる混和材である。

2 主要原因企業

混和材の主要原因企業はノザワである。

第11 被災者 K

1 主要原因建材

被災者 K は、ボーリング場又は工場の解体作業に従事して石綿粉じん曝露したから、主要原因建材は、吹付材（吹付石綿と吹付けロックウール）と石綿スレート波板である。

2 主要原因企業

吹付材の主要原因企業は、シェア上位企業である。石綿スレート波板の主要原因企業のうち、住友大阪セメントを被告としていないので、同社を除くシェア上位企業である。

第12 被災者 L

1 主要原因建材

被災者 L は、配管工として、医療ガスの配管作業に従事し、インサートの打設作業や天井裏を移動する際など、鉄骨等に吹き付けられた吹付材に接触することで石綿粉じんにも曝露した。また、周辺で行われている耐火被覆等の吹付作業からの石綿粉じんにも曝露した。これらの石綿粉じん曝露状況からすると、主要原因建材は、吹付材（吹付石綿と吹付けロックウール）である。

2 主要原因企業

主要原因企業は、シェア上位企業である。

第13 控訴人 M

1 主要原因建材

控訴人 M は、内装工として、大型建物の内装工事では、下地工事の際に鉄骨に吹き付けられた吹付材からの石綿粉じんに、仕上げ工事（ボード貼り）の際はボード類からの石綿粉じんに曝露した。このような石綿粉じん曝露状況からすると、主要原因建材は、吹付材（吹付石綿、吹付けロックウール）と内装材（石綿スレートボード、ケイカル板1種、ロックウール吸音天井板）である。

2 主要原因企業

いずれの建材も、シェア上位企業が主要原因企業となる。

第14 被災者 N

1 主要原因建材及び主要原因企業

被災者 N は、解体工として、解体工事によりほぼ全ての種類の石綿含有建材の粉じんにも曝露しているが、相対的に影響度の高い主要原因建材は、吹付材（吹付石綿、吹付けロックウール）、内装材（石綿スレートボード、ケイカル板1種、ロックウール吸音天井板）、外装材（石綿スレート波板、窯業系サイディング）、住宅用屋根材である。

2 主要原因企業

いずれの建材も、シェア上位企業が主要原因企業となるが、太平洋セメントは被告としていなかったため、吹付材の主要原因企業から外れる。

第15 被災者 O

1 主要原因建材

被災者 O は、築炉工として、炉の新築工事、修繕工事及び解体工事に従事し、保温材等の築炉材料から発散する石綿粉じんにも曝露した。築炉材料のうち、保温材、ヤーンロープ、キャストブルには石綿が含有されていた。とりわけ、保温材は、炉の全面に貼り付けるので、大量に使用し、炉の新設時に鋸で切断したり、改修・解体時に剥がしたり砕いたりしたときに大量の粉じんが飛散した。被災者 O の就労状況からすると、けい酸カルシウム保温材、珪藻土保温材、キャストブル、ヤーンロープ等の石綿紡織品が主要原因建材である。

2 主要原因企業

被災者 O は、専ら r の下請けとして築炉作業に従事し、r が用意した築炉材料の8割から9割以上がニチアスの商品であったから、ニチアスが主要原因企業である。

第16 控訴人 P

1 主要原因建材

控訴人 P は、電工として、各種建物の電気工事において、天井材及び壁材を切断、穿孔する際、ボード類から発散する粉じんにも多く曝露し、既に吹付材

が吹き付けられている場所で配線工事や電気器具の設置をする際、剥がれ落ちる吹付材に曝露した。控訴人 P の就労状況からすると、主要原因建材は、吹付材、内装材（石綿スレートボード、ケイカル板 1 種、ロックウール吸音天井板）、石綿スレート波板である。

2 主要原因企業

いずれの建材も、シェア上位企業が主要原因企業となるが、住友大阪セメントは被告としていなかったため、石綿スレート波板の主要原因企業から外れる。

第 17 被災者 Q

1 主要原因建材

被災者 Q は、塗装工として、下地調整作業においてモルタルやボード等の表面を滑らかにする際にモルタルに含まれた混和材からの粉じんに曝露し、配管塗装の際、吹付材にも多く曝露した。被災者 Q の作業実態、曝露状況からすると、主要原因建材は、吹付材（吹付石綿、吹付けロックウール）と混和材である。

2 主要原因企業

吹付材の主要原因企業はシェア上位企業であり、混和材の主要原因企業はノザワである。

第 18 被災者 R

1 主要原因建材

被災者 R は、発電所・変電所での改修工事・解体工事が多かったため、一般の解体工に比べて、耐火被覆又は吸音断熱用の吹付材、成形板（耐火被覆板、ケイカル板 2 種）、けい酸カルシウム保温材から多く曝露した。木造家屋、社宅、マンション、工場、倉庫等を含む多様な建物を取り扱ったので、内装材、屋根材及び外壁材からも多く曝露した。したがって、主要原因建材は、吹付材（吹付石綿、吹付けロックウール）、耐火被覆板、ケイカル板 2 種、け

い酸カルシウム保温材，内装材（石綿スレートボード，ケイカル板1種，ロックウール吸音天井板），押出成形セメント板，外装材（石綿スレート波板，窯業系サイディング），住宅用屋根材である。

2 主要原因企業

いずれの建材も，シェア上位企業が主要原因企業となる。

第19 控訴人 S

1 主要原因建材

控訴人 Sが大工として最も多く取り扱った建物は戸建て住宅であり，共同住宅及び店舗がこれに次ぐ。建材としては内装材を多く取り扱い，戸建て住宅向けの外壁材として，専らサイディングを使用した。したがって，主要原因建材は，内装材（石綿スレートボード，ケイカル板1種，ロックウール吸音天井板），窯業系サイディング，住宅用屋根材，吹付材である。

2 主要原因企業

いずれの建材も，シェア上位企業が主要原因企業となるが，住宅用屋根材については，仕入先との関係で大建工業の商品を多く使用したため，住宅用屋根材の主要原因企業に加える。

被災者	職種	就労時期	1967	1998
A	現場監督	1967～1998		

企業名	建材種類	製造時期	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98
1 A & AM	吹付石綿	1962～1971	■	■	■	■	■																											
	吹付けロックウール	1971～1987																																
	耐火被覆板	1968～1975	■	■	■	■	■	■																										
	石綿スレートボード	1915～2004	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	ケイカル板 1種	1969～2004																																
2 神島化学工業	ケイカル板 1種	1972～2002																																
3 新日鉄住金化学	吹付けロックウール	1968～1978	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																				
4 積水化学工業	ケイカル板 1種	1970～1994																																
5 大建工業	ケイカル板 1種	1972～2002																																
	ロックウール吸音天井板	1964～1987	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6 太平洋セメント	吹付けロックウール	1971～1989																																
7 ナイガイ	吹付石綿	1969～1975	■	■	■	■	■	■																										
	吹付けロックウール	1961～1978	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	耐火被覆板	1963～1973	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8 ニチアス	吹付石綿	1956～1974	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	吹付けロックウール	1964～1987	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	耐火被覆板	1969～1973	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	ケイカル板 1種	1960～1992	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
9 日東紡績	吹付けロックウール	1961～1987	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	ロックウール吸音天井板	1971～1987																																
10 日本バルカー工業	吹付石綿	1959～1971	■	■	■	■	■	■																										
	吹付けロックウール	1971～1987																																
	耐火被覆板	1966～1983	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
11 ノザワ	吹付石綿	1962～1975	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	吹付けロックウール	1970～1980																																
	耐火被覆板	1969～1978	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	石綿スレートボード	1916～2004	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
12 MMK	石綿スレートボード	1957～2001	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	ケイカル板 1種	1972～1997																																

統合	ばく露時期
1 A & AM	1967～1998
2 神島化学工業	1972～1998
3 新日鉄住金化学	1968～1978
4 積水化学工業	1970～1994
5 大建工業	1967～1998
6 太平洋セメント	1971～1989
7 ナイガイ	1967～1978
8 ニチアス	1967～1992
9 日東紡績	1967～1987
10 日本バルカー工業	1967～1987
11 ノザワ	1967～1998
12 MMK	1967～1998

被災者別曝露期間対応表（控訴人ら主張）

被災者	職種	就労時期	1967	2007
B	船内大工・内装工	1967～2007	1967～1983 船内大工	1985～2007 内装工

企業名	建材種類	製造時期	年																																														
			67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04									
1 A & AM	吹付石綿	1962～1971																																															
	吹付けロックウール	1971～1987																																															
	石綿スレートボード	1915～2004																																															
	ケイカル板 1種	1969～2004																																															
2 神島化学工業	ケイカル板 1種	1972～2002																																															
3 新日鉄住金化学	吹付けロックウール	1968～1978																																															
4 積水化学工業	ケイカル板 1種	1970～1994																																															
5 大建工業	ケイカル板 1種	1972～2002																																															
	ロックウール吸音天井板	1964～1987																																															
6 太平洋セメント	吹付けロックウール	1971～1989																																															
7 ナイガイ	吹付石綿	1969～1975																																															
	吹付けロックウール	1961～1978																																															
8 ニチアス	吹付石綿	1956～1974																																															
	吹付けロックウール	1964～1987																																															
	ケイカル板 1種	1960～1992																																															
9 日東紡績	吹付けロックウール	1961～1987																																															
	ロックウール吸音天井板	1971～1987																																															
10 日本バルカー工業	吹付石綿	1959～1971																																															
	吹付けロックウール	1971～1987																																															
11 ノザワ	吹付石綿	1962～1975																																															
	吹付けロックウール	1970～1980																																															
	石綿スレートボード	1916～2004																																															
12 MMK	石綿スレートボード	1957～2001																																															
	ケイカル板 1種	1972～1997																																															

統合	ばく露時期	
1 A & AM	1967～2004	
2 神島化学工業	1972～2002	
3 新日鉄住金化学		新築時（船舶、建物）にはばく露していない
4 積水化学工業	1970～1994	
5 大建工業	1967～2002	
6 太平洋セメント	1985～1989	
7 ナイガイ		新築時（船舶、建物）にはばく露していない
8 ニチアス	1967～1992	
9 日東紡績	1971～1987	
10 日本バルカー工業	1985～1987	
11 ノザワ	1967～2004	
12 MMK	1967～2001	

被災者	職種	就労時期	1965																																	1997	統合	ばく露時期	
C	大工・内装・板金（屋根工事）等手伝 解体	1965～1997	[Orange Bar]																																				
企業名	建材種類	製造時期	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	統合	ばく露時期		
1	AGC	窯業系サイディング	1981～2001																																	1	旭硝子	1981～1997	
2	旭トステム外装	窯業系サイディング	1981～2002																																	2	旭トステム外装	1981～1997	
3	ウベボード	石綿スレート波板	1950～2004																																	3	ウベボード	1965～1997	
4	A&AM	吹付石綿	1962～1971 解体：1982～																																4	A&AM	1965～1997		
		吹付けロックウール	1971～1987 解体：1991～																																5	クボタ	1965～1997		
		石綿スレート波板	1915～2004																																	6	ケイミュー	1965～1997	
		ケイカル板1種	1969～2004																																	7	神島化学工業	1972～1997	
		窯業系サイディング	1978～2004																																	8	昭和電工建材	1978～1997	
5	クボタ	窯業系サイディング	1972～1995 解体：1992～																																9	新日鉄住金化学	1968～1978 1988～1997		
		住宅用屋根材	1961～2001																																	10	住友大阪セメント	1965～1997	
6	ケイミュー	窯業系サイディング	1972～2000																																11	積水化学工業	1970～1997		
		住宅用屋根材	1961～2003																																	12	大建工業	1965～1997	
7	神島化学工業	ケイカル板1種	1972～2002																																13	太平洋セメント	1971～1989 1991～1997		
		窯業系サイディング	1976～2002																																	14	東レACE	1979～1997	
8	昭和電工建材	押出成形セメント板	1978～2004																																15	ナイガイ	1965～1978 1981～1997		
9	新日鉄住金化学	吹付けロックウール	1969～1978 解体：1988～																																16	ニチアス	1965～1997		
		住宅用屋根材	1975～1982 解体：1995～																																	17	ニチハ	1974～1981 1984～1997	
10	住友大阪セメント	住宅用屋根材	1975～1982 解体：1995～																																18	日東紡績	1965～1997		
		石綿スレート波板	1935～2000																																	19	日本バルカー工業	1965～1997	
11	積水化学工業	ケイカル板1種	1970～1994 解体：1990～																																20	ノザワ	1965～1997		
		住宅用屋根材	1975～1990																																	21	MMK	1965～1997	
12	大建工業	ケイカル板1種	1972～2002																																				
		ロックウール吸音天井板	1964～1987 解体：1984～																																				
		窯業系サイディング	1976～2002																																				
		住宅用屋根材	1975～1982 解体：1995～																																				
13	太平洋セメント	吹付けロックウール	1971～1989 解体：1991～																																				
14	東レACE	窯業系サイディング	1979～1998																																				
15	ナイガイ	吹付石綿	1969～1975 解体：1989～																																				
		吹付けロックウール	1961～1978 解体：1981～																																				
16	ニチアス	吹付石綿	1956～1974 解体：1976～																																				
		吹付けロックウール	1964～1987 解体：1984～																																				
		ケイカル板1種	1960～1992 解体：1980～																																				
17	ニチハ	窯業系サイディング	1974～1981 解体：1994～																																				
		吹付けロックウール	1961～1987 解体：1981～																																				
18	日東紡績	ロックウール吸音天井板	1971～1987 解体：1991～																																				
		吹付石綿	1959～1971 解体：1979～																																				
19	日本バルカー工業	吹付けロックウール	1971～1987 解体：1991～																																				
		吹付石綿	1962～1975 解体：1982～																																				
20	ノザワ	吹付石綿	1970～1980 解体：1990～																																				
		吹付けロックウール	1970～1980 解体：1990～																																				
		石綿スレート波板	1916～2004																																				
		押出成形セメント板	1970～2004																																				
		石綿スレート波板	1931～2004																																				
21	MMK	石綿スレート波板	1957～2001																																				
		ケイカル板1種	1972～1997																																				
		押出成形セメント板	1974～2004																																				
		石綿スレート波板	1957～2003																																				

被災者別曝露期間対応表（控訴人ら主張）

被災者	職種	就労時期	1965	1974
D	掃き屋	1965～1974		

企業名	建材種類	製造時期	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74
1 A & AM	吹付石綿	1962～1971										
	吹付けロックウール	1971～1987										
	石綿スレートボード	1915～2004										
	ケイカル板 1種	1969～2004										
2 神島化学工業	ケイカル板 1種	1972～2002										
3 新日鉄住金化学	吹付けロックウール	1968～1978										
4 積水化学工業	ケイカル板 1種	1970～1994										
5 大建工業	ケイカル板 1種	1972～2002										
	ロックウール吸音天井板	1964～1987										
6 太平洋セメント	吹付けロックウール	1971～1989										
7 ナイガイ	吹付石綿	1969～1975										
	吹付けロックウール	1961～1978										
8 ニチアス	吹付石綿	1956～1974										
	吹付けロックウール	1964～1987										
	ケイカル板 1種	1960～1992										
9 日東紡績	吹付けロックウール	1961～1987										
	ロックウール吸音天井板	1971～1987										
10 日本バルカー工業	吹付石綿	1959～1971										
	吹付けロックウール	1971～1987										
11 ノザワ	吹付石綿	1962～1975										
	吹付けロックウール	1970～1980										
	石綿スレートボード	1916～2004										
12 MMK	石綿スレートボード	1957～2001										
	ケイカル板 1種	1972～1997										

統合	ばく露時期
1 A & AM	1965～1974
2 神島化学工業	1972～1974
3 新日鉄住金化学	1968～1974
4 積水化学工業	1970～1974
5 大建工業	1965～1974
6 太平洋セメント	1971～1974
7 ナイガイ	1965～1974
8 ニチアス	1965～1974
9 日東紡績	1965～1974
10 日本バルカー工業	1965～1974
11 ノザワ	1965～1974
12 MMK	1965～1974

被災者	職種	就労時期	1962																																											2006			
E	電気工	1962~2006	[Orange bar representing 1962-2006]																																														
企業名	建材種類	製造時期	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04				
1 A & AM	吹付石綿	1962~1971	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																																				
	吹付けロックウール	1971~1987																																															
	石綿スレートボード	1915~2004	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
	ケイカル板 1種	1969~2004																																															
2 神島化学工業	ケイカル板 1種	1972~2002																																															
3 新日鉄住金化学	吹付けロックウール	1968~1978																																															
4 積水化学工業	ケイカル板 1種	1970~1994																																															
5 大建工業	ケイカル板 1種	1972~2002																																															
	ロックウール吸音天井板	1964~1987																																															
6 太平洋セメント	吹付けロックウール	1971~1989																																															
7 ナイガイ	吹付石綿	1969~1975																																															
	吹付けロックウール	1961~1978																																															
8 ニチアス	吹付石綿	1956~1974																																															
	吹付けロックウール	1964~1987																																															
	ケイカル板 1種	1960~1992																																															
9 日東紡績	吹付けロックウール	1961~1987																																															
	ロックウール吸音天井板	1971~1987																																															
10 日本バルカー工業	吹付石綿	1959~1971																																															
	吹付けロックウール	1971~1987																																															
11 ノザワ	吹付石綿	1962~1975																																															
	吹付けロックウール	1970~1980																																															
	石綿スレートボード	1916~2004	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
12 MMK	石綿スレートボード	1957~2001	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	ケイカル板 1種	1972~1997																																															

統合	ばく露時期
1 A & AM	1962~2004
2 神島化学工業	1972~2002
3 新日鉄住金化学	1968~1978
4 積水化学工業	1970~1994
5 大建工業	1972~2002
6 太平洋セメント	1971~1989
7 ナイガイ	1962~1978
8 ニチアス	1962~1992
9 日東紡績	1962~1987
10 日本バルカー工業	1962~1987
11 ノザワ	1962~2004
12 MMK	1962~2001

被災者	職種	就労時期	1966				2006																																															
			1966～大工	1970～1973 内装工	1973～大工	1980～内装工	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04									
1 A & AM	吹付石綿	1962～1971																																																				
	吹付けロックウール	1971～1987																																																				
	石綿スレートボード	1915～2004																																																				
	ケイカル板 1種	1969～2004																																																				
2 神島化学工業	ケイカル板 1種	1972～2002																																																				
3 新日鉄住金化学	吹付けロックウール	1968～1978																																																				
4 積水化学工業	ケイカル板 1種	1970～1994																																																				
5 大建工業	ケイカル板 1種	1972～2002																																																				
	ロックウール吸音天井板	1964～1987																																																				
6 太平洋セメント	吹付けロックウール	1971～1989																																																				
7 ナイガイ	吹付石綿	1969～1975																																																				
	吹付けロックウール	1961～1978																																																				
8 ニチアス	吹付石綿	1956～1974																																																				
	吹付けロックウール	1964～1987																																																				
	ケイカル板 1種	1960～1992																																																				
9 日東紡績	吹付けロックウール	1961～1987																																																				
	ロックウール吸音天井板	1971～1987																																																				
10 日本バルカー工業	吹付石綿	1959～1971																																																				
	吹付けロックウール	1971～1987																																																				
11 ノザワ	吹付石綿	1962～1975																																																				
	吹付けロックウール	1970～1980																																																				
	石綿スレートボード	1916～2004																																																				
12 MMK	スレートボード	1957～2001																																																				
	ケイカル板 1種	1972～1997																																																				

統合	ばく露時期
1 A & AM	1966～2004
2 神島化学工業	1972～2002
3 新日鉄住金化学	1970～1973
4 積水化学工業	1970～1994
5 大建工業	1966～2002
6 太平洋セメント	1971～1973 1980～1989
7 ナイガイ	1970～1973
8 ニチアス	1966～1992
9 日東紡績	1970～1987
10 日本バルカー工業	1970～1973 1980～1987
11 ノザワ	1966～2004
12 MMK	1966～2001

被災者	職種	就労時期	1962	2009
G	内装工	1962～2009		

企業名	建材種類	製造時期	製造時期																																																					
			62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04											
1 A & A M	吹付石綿	1962～1971	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■								
	吹付けロックウール	1971～1987																																																						
	石綿スレートボード	1915～2004	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					
	ケイカル板 1種	1969～2004																																																						
2 神島化学工業	ケイカル板 1種	1972～2002																																																						
3 新日鉄住金化学	吹付けロックウール	1968～1978																																																						
4 積水化学工業	ケイカル板 1種	1970～1994																																																						
5 大建工業	ケイカル板 1種	1972～2002																																																						
	ロックウール吸音天井板	1964～1987	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
6 太平洋セメント	吹付けロックウール	1971～1989																																																						
7 ナイガイ	吹付石綿	1969～1975																																																						
	吹付けロックウール	1961～1978	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
8 ニチアス	吹付石綿	1956～1974	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	吹付けロックウール	1964～1987																																																						
	ケイカル板 1種	1960～1992	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
9 日東紡績	吹付けロックウール	1961～1987	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	ロックウール吸音天井板	1971～1987																																																						
10 日本バルカー工業	吹付石綿	1959～1971	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	吹付けロックウール	1971～1987																																																						
11 ノザワ	吹付石綿	1962～1975	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	吹付けロックウール	1970～1980																																																						
	石綿スレートボード	1916～2004	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
12 MMK	石綿スレートボード	1957～2001	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	ケイカル板 1種	1972～1997																																																						

統合	ばく露時期
1 A & A M	1962～2004
2 神島化学工業	1972～2002
3 新日鉄住金化学	1968～1978
4 積水化学工業	1970～1994
5 大建工業	1964～2002
6 太平洋セメント	1971～1989
7 ナイガイ	1962～1978
8 ニチアス	1962～1992
9 日東紡績	1962～1987
10 日本バルカー工業	1962～1987
11 ノザワ	1962～2004
12 MMK	1962～2001

被災者	職種	就労時期	1964	2010
H	ダクト工・屋根工	1964～2010	1964～2010 ダクト設置作業 1975～2010 住宅の屋根工事	

企業名	建材種類	製造時期	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03
1 A & AM	吹付石綿	1962～1971																																								
	吹付けロックウール	1971～1987																																								
2 クボタ	住宅用屋根材	1961～2001																																								
3 ケイミュー	住宅用屋根材	1961～2003																																								
4 新日鉄住金化学	吹付けロックウール	1968～1978																																								
5 積水化学工業	住宅用屋根材	1975～1990																																								
6 太平洋セメント	吹付けロックウール	1971～1989																																								
7 ナイガイ	吹付石綿	1969～1975																																								
	吹付けロックウール	1961～1978																																								
8 ニチアス	吹付石綿	1956～1974																																								
	吹付けロックウール	1964～1987																																								
9 日東紡績	吹付けロックウール	1961～1987																																								
10 日本バルカー工業	吹付石綿	1959～1971																																								
	吹付けロックウール	1971～1987																																								
11 ノザワ	吹付石綿	1962～1975																																								
	吹付けロックウール	1970～1980																																								

統合	ばく露時期
1 A & AM	1964～1987
2 クボタ	1975～2001
3 ケイミュー	1975～2003
4 新日鉄住金化学	1968～1978
5 積水化学工業	1975～1990
6 太平洋セメント	1971～1989
7 ナイガイ	1964～1978
8 ニチアス	1964～1987
9 日東紡績	1964～1987
10 日本バルカー工業	1964～1987
11 ノザワ	1964～1980

被災者別曝露期間対応表（控訴人ら主張）

被災者	職種	就労時期	1953																																															2010								
I	大工・内装工	1953～2010																																																								
企業名	建材種類	製造時期	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04				
1 A & A M	吹付石綿	1962～1971																																																								
	吹付けロックウール	1971～1987																																																								
	石綿スレートボード	1915～2004																																																								
	ケイカル板 1種	1969～2004																																																								
2 神島化学工業	ケイカル板 1種	1972～2002																																																								
3 新日鉄住金化学	吹付けロックウール	1968～1978																																																								
4 積水化学工業	ケイカル板 1種	1970～1994																																																								
5 大建工業	ケイカル板 1種	1972～2002																																																								
	ロックウール吸音天井板	1964～1987																																																								
6 太平洋セメント	吹付けロックウール	1971～1989																																																								
7 ナイガイ	吹付石綿	1969～1975																																																								
	吹付けロックウール	1961～1978																																																								
8 ニチアス	吹付石綿	1956～1974																																																								
	吹付けロックウール	1964～1987																																																								
	ケイカル板 1種	1960～1992																																																								
9 日東紡績	吹付けロックウール	1961～1987																																																								
	ロックウール吸音天井板	1971～1987																																																								
10 日本バルカー工業	吹付石綿	1959～1971																																																								
	吹付けロックウール	1971～1987																																																								
11 ノザワ	吹付石綿	1962～1975																																																								
	吹付けロックウール	1970～1980																																																								
	石綿スレートボード	1916～2004																																																								
12 MMK	石綿スレートボード	1957～2001																																																								
	ケイカル板 1種	1972～1997																																																								

統合	ばく露時期
1 A & A M	1953～2004
2 神島化学工業	1972～2002
3 新日鉄住金化学	1968～1978
4 積水化学工業	1970～1994
5 大建工業	1964～2002
6 太平洋セメント	1971～1989
7 ナイガイ	1961～1978
8 ニチアス	1956～1992
9 日東紡績	1961～1987
10 日本バルカー工業	1959～1987
11 ノザワ	1953～2004
12 MMK	1957～2001

被災者別曝露期間対応表（控訴人ら主張）

被災者	職種	就労時期	1968	1989
K	解体工	1968～1989	76～82：ボウリング場解体	

企業名	建材種類	製造時期	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89			
1	ウベボード	石綿スレート波板 1950～2004 解体：1970～																									
2	A & AM	吹付石綿 1962～1971 解体：1982～																									
		吹付けロックウール 1971～1987 解体：1991～																									
		石綿スレート波板 1917～2004 解体：1937～																									
3	新日鉄住金化学	吹付けロックウール 1968～1978 解体：1988～																									
4	太平洋セメント	吹付けロックウール 1971～1989 解体：1991～																									
5	ナイガイ	吹付石綿 1969～1975 解体：1989～																									
		吹付けロックウール 1961～1978 解体：1981～																									
6	ニチアス	吹付石綿 1956～1974 解体：1976～																									
		吹付けロックウール 1964～1987 解体：1984～																									
7	日東紡績	吹付けロックウール 1961～1987 解体：1981～																									
8	日本バルカー工業	吹付石綿 1959～1971 解体：1979～																									
		吹付けロックウール 1971～1987 解体：1991～																									
9	ノザワ	吹付石綿 1962～1975 解体：1982～																									
		吹付けロックウール 1970～1980 解体：1990～																									
		石綿スレート波板 1931～2004 解体：1951～																									
10	MMK	石綿スレート波板 1957～2003 解体：1977～																									

統合	ばく露期間
1	ウベボード 1970～1989
2	A & AM 1968～1989
3	新日鉄住金化学 1976～1989
4	太平洋セメント 1976～1982
5	ナイガイ 1976～1989
6	ニチアス 1976～1989
7	日東紡績 1976～1989
8	日本バルカー工業 1976～1989
9	ノザワ 1968～1989
10	MMK 1977～1989

被災者	職種	就労時期	1975	2011
L	医療ガス配管工	1975～2011		

企業名	建材種類	製造時期	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89		
1 A & A M	吹付石綿	1962～1971																																				
	吹付けロックウール	1971～1987																																				
2 新日鉄住金化学	吹付けロックウール	1968～1978																																				
3 太平洋セメント	吹付けロックウール	1971～1989																																				
4 ナイガイ	吹付石綿	1969～1975																																				
	吹付けロックウール	1961～1978																																				
5 ニチアス	吹付石綿	1956～1974																																				
	吹付けロックウール	1964～1987																																				
6 日東紡績	吹付けロックウール	1961～1987																																				
7 日本バルカー工業	吹付石綿	1959～1971																																				
	吹付けロックウール	1971～1987																																				
8 ノザワ	吹付石綿	1962～1975																																				
	吹付けロックウール	1970～1980																																				

統合	ばく露時期（改修工事含む）
1 A & A M	1975～2011
2 新日鉄住金化学	1975～2011
3 太平洋セメント	1975～2011
4 ナイガイ	1975～2011
5 ニチアス	1975～2011
6 日東紡績	1975～2011
7 日本バルカー工業	1975～2011
8 ノザワ	1975～2011

被災者	職種	就労時期	1971	2003
M	内装工	1971～2003		

企業名	建材種類	製造時期	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	
1 A & AM	吹付石綿	1962～1971																																		
	吹付けロックウール	1971～1987																																		
	石綿スレートボード	1915～2004																																		
	ケイカル板 1種	1969～2004																																		
2 神島化学工業	ケイカル板 1種	1972～2002																																		
3 新日鉄住金化学	吹付けロックウール	1968～1978																																		
4 積水化学工業	ケイカル板 1種	1970～1994																																		
5 大建工業	ケイカル板 1種	1972～2002																																		
	ロックウール吸音天井板	1964～1987																																		
6 太平洋セメント	吹付けロックウール	1971～1989																																		
7 ナイガイ	吹付石綿	1969～1975																																		
	吹付けロックウール	1961～1978																																		
8 ニチアス	吹付石綿	1956～1974																																		
	吹付けロックウール	1964～1987																																		
	ケイカル板 1種	1960～1992																																		
9 日東紡績	吹付けロックウール	1961～1987																																		
	ロックウール吸音天井板	1971～1987																																		
10 日本バルカー工業	吹付石綿	1959～1971																																		
	吹付けロックウール	1971～1987																																		
11 ノザワ	吹付石綿	1962～1975																																		
	吹付けロックウール	1970～1980																																		
	石綿スレートボード	1916～2004																																		
12 MMK	石綿スレートボード	1957～2001																																		
	ケイカル板 1種	1972～1997																																		

統合	ばく露時期
1 A & AM	1971～2003
2 神島化学工業	1972～2002
3 新日鉄住金化学	1971～1978
4 積水化学工業	1971～1994
5 大建工業	1971～2002
6 太平洋セメント	1971～1989
7 ナイガイ	1971～1978
8 ニチアス	1971～1992
9 日東紡績	1971～1987
10 日本バルカー工業	1971～1987
11 ノザワ	1971～2003
12 MMK	1971～2001

被災者	職種	就労時期	1937	1942	1946	1988	
○	築炉工	1937～1988 (1943～1945除く)	[Timeline bars showing employment from 1937 to 1988, with a gap from 1943 to 1945]				

企業名	建材種類	製造時期	製造時期																																																							
			37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88				
1 ニチアス	ケイ酸カルシウム保温材	1952～1980																																																								
	珪藻土保温材	1952以前～1974																																																								
	キャストブル (不定形保温材)	1952～1987																																																								
	石綿紡織品	1937～1999																																																								

※ニチアスHP（甲A1413別紙）、ニチアス社史（甲C3・29～35、73～76頁）
キャストブル（不定形築炉材料）のノンアス化時期は明記されていないため、
不定形保温材のノンアス化時期とする

被災者別曝露期間対応表（控訴人ら主張）

被災者	職種	就労時期	1969	1988
P	電工	1969～1988		

企業名	建材種類	製造時期	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88
1	ウベボード	スレート波板	1950～2004																			
2	A & A M	吹付石綿	1962～1971																			
		吹付けロックウール	1971～1987																			
		石綿スレートボード	1915～2004																			
		ケイカル板 1種	1969～2004																			
		スレート波板	1917～2004																			
3	神島化学工業	ケイカル板 1種	1972～2002																			
4	新日鉄住金化学	吹付けロックウール	1968～1978																			
5	積水化学工業	ケイカル板 1種	1970～1994																			
6	大建工業	ケイカル板 1種	1972～2002																			
		ロックウール吸音天井板	1964～1987																			
7	太平洋セメント	吹付けロックウール	1971～1989																			
8	ナイガイ	吹付石綿	1969～1975																			
		吹付けロックウール	1961～1978																			
9	ニチアス	吹付石綿	1956～1974																			
		吹付けロックウール	1964～1987																			
		ケイカル板 1種	1960～1992																			
10	日東紡績	吹付けロックウール	1961～1987																			
		ロックウール吸音天井板	1971～1987																			
11	日本バルカー工業	吹付石綿	1959～1971																			
		吹付けロックウール	1971～1987																			
12	ノザワ	吹付石綿	1962～1975																			
		吹付けロックウール	1970～1980																			
		石綿スレートボード	1916～2004																			
		スレート波板	1931～2004																			
13	MMK	スレートボード	1957～2001																			
		ケイカル板 1種	1972～1997																			
		スレート波板	1957～2003																			

統合	ばく露時期	
1	ウベボード	1969～1988
2	A & A M	1969～1988
3	神島化学工業	1972～1988
4	新日鉄住金化学	1969～1978
5	積水化学工業	1970～1988
6	大建工業	1969～1988
7	太平洋セメント	1971～1988
8	ナイガイ	1969～1978
9	ニチアス	1969～1988
10	日東紡績	1969～1987
11	日本バルカー工業	1969～1987
12	ノザワ	1969～1988
13	MMK	1969～1988

被災者	職種	就労時期	1951																																														1998									
Q	塗装工	1951～1998																																																								
企業名	建材種類	製造時期	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98								
1	A & AM	吹付石綿																																																								
		吹付けロックウール																																																								
2	新日鉄住金化学	吹付けロックウール																																																								
3	太平洋セメント	吹付けロックウール																																																								
4	ナイガイ	吹付石綿																																																								
		吹付けロックウール																																																								
5	ニチアス	吹付石綿																																																								
		吹付けロックウール																																																								
6	日東紡績	吹付けロックウール																																																								
7	日本バルカー工業	吹付石綿																																																								
		吹付けロックウール																																																								
8	ノザワ	吹付石綿																																																								
		吹付けロックウール																																																								
		混和材（テーリング）																																																								

統合	ばく露時期
1	A & A M 1962～1987
2	新日鉄住金化学 1968～1978
3	太平洋セメント 1971～1989
4	ナイガイ 1961～1978
5	ニチアス 1956～1987
6	日東紡績 1961～1987
7	日本バルカー工業 1959～1987
8	ノザワ 1956～1998

当審における各被控訴人企業の主張

【被控訴人AGC及び被控訴人旭トステム外装の主張】

- 1 控訴人らがAGC及び旭トステム外装の主要原因建材として主張する窯業系サイディング「ほんばん」は、屋外で使用される建材である。昭和62年の東ら測定結果（乙アA206）、平成9年改定の石綿含有建築材料の施工における作業マニュアル（甲A248）による屋外作業における石綿粉じんの個人曝露濃度の測定データは、いずれも昭和49年から平成13年までの間の石綿粉じん曝露濃度についての許容濃度を下回っていた。屋外における石綿含有建材の加工によって生じ得る石綿粉じんの曝露濃度は低く、これによって石綿関連疾患に罹患することを予見するのは困難であった。
- 2 AGCが近畿地区において「ほんばん」の販売を開始したのは昭和62年1月以降であり、平成元年にはノンアス化した。また、「ほんばん」は、トップショップによって販売されていたし、サイディングの施工は、専門職であるサイディング工が行うのが一般的であった。大工である被災者が「ほんばん」の施工を行った可能性は低い。

木造建物につき解体工事が行われるのは、施工から30年以上経過した後であるのが通常である。控訴人ら解体工が、昭和62年以降に製造販売された「ほんばん」を使用した建物の解体を行ったとは考えられない。

「ほんばん」が控訴人ら考えられず、AGCの加害行為は認められない。

【被控訴人ウベボードの主張】

- 1 ウベボードの主力製品である大波スレートについては、除じん装置を使用していない屋外の施工現場における測定データ（甲A248の31頁）でも、日本産業衛生学会の評価値（0.15本/cm³）を大きく下回っていた。加工作業が1日8時間継続することはあり得ないし、それが50年間も継続することはおよそ想定できない。したがって、平成14年当時の日本産業衛生学会の評価値を前

提としても、ウベボードにスレート波板の発がん性についての予見可能性はなく、結果回避義務は存在しなかった。

- 2 解体工に対する関係では、新規使用時に建材が加工され他の建材と一体となって建物の構成部分となること、石綿含有建材の出荷から補修・解体による撤去・廃棄まで長期間が経過することなどからすると、建材メーカーが出荷時に行う警告表示によって、解体工等に対して実効性のある警告を行うのは困難である。よって、建材メーカーが出荷時に行う警告表示として、控訴人らが主張する方法で表示する義務があるとはいえない。

【被控訴人エーアンドエーマテリアルの主張】

- 1 民法719条1項後段の類推適用においても、要件として、客観的共同（複数の行為が相加的に累積して被害を発生させていること）と主観的要件（各行為者が他者の同様の行為を認識しているか、少なくとも自己と同様の行為が累積することによって害を生じさせる危険があることを認識していること）が必要である（筑豊じん肺訴訟控訴審判決（福岡高裁平成13年7月19日判決）参照）。

被災者らの雇用主でもないエーアンドエーマテリアルにおいて、各被災者の職歴、就労現場、転職可能性を把握することは不可能であるから、上記要件を欠いていることは明らかである。

- 2 共同不法行為者の範囲について
 - (1) 石綿含有建材の各被災者への到達可能性を検討する際には、非石綿含有建材も含めた競合建材の生産量や出荷量を検討すべきである。
 - (2) 建材の取引は、製造工場から建築作業現場までの間に、多数の商社や卸売業者が介在するのが通例であり、各階層の事業者は、それぞれの経営判断によって在庫を増減させたり、仕入先や販売先を変更している。したがって、建材メーカーがある年に出荷した石綿含有建材が、シェアのとおり全国の建築作業現場に等しく到達することはない。特に、エーアンドエーマテリアルの前身である浅野スレートや朝日石綿工業は、製造したスレート波板をそのまま市場

に出荷していたわけではない。朝日石綿工業では、全国的に建設会社等から倉庫や工場などの建設工事を請け負い、専門の職人が自社のスレート波板を用いて施工する方式で受注しており、製造した石綿スレート波板の全量を市場に出荷していなかった。この点は、浅野スレートにおいても同様であった。被災者らへの到達可能性を議論するに当たっては、これらの事実についても考慮すべきである。

【被控訴人ケイミューの主張】

- 1 ケイミューの製造販売した屋根材及び外壁材は、屋外空間で施工される。ケイミューの建材の施工作業をしている間は、他社の建材による間接曝露はないし、屋内での作業とは曝露環境が異なるから、屋内での作業と区別して考えるべきである。ごく短時間（数分間）の発じん作業について、日本産業衛生学会の0.15本／という評価値を超える測定結果が既に存在したことをもって、被控訴人企業が、自社の石綿含有建材からの石綿粉じんにより石綿関連疾患を発症させる危険性を有することを予見できたとはできない。
- 2 肺がんの生涯罹患リスクや生涯死亡リスクと比べると、日本産業衛生学会の評価値レベルでの曝露濃度による過剰発がん生涯リスクは格段に小さく、石綿関連疾患の発症についての影響は実質的には乏しい。仮に石綿粉じんが他社製品と累積競合するとしても、ケイミューの石綿含有建材には、建築作業従事者の石綿関連疾患罹患に対する実質的な寄与は存在しない。

仮に屋根材の加工に際し、複雑な箇所の切断に部分的に電動サンダーを用いることがあったとしても、それは、施工過程のごく一部にすぎない。正しく時間加重平均個人曝露濃度に引き直した場合、石綿粉じん濃度は評価値をはるかに下回る。そもそも電動サンダーよりも押切カッターの方がはるかに作業効率がいいから、わざわざ電源を引いて電動サンダーを屋根上で用いることなど通常考えにくい。

- 3 警告表示は、事業者や元請事業者、現場監督等を通じてこれらの対策を具体的

に認識させ、石綿粉じん曝露防止対策の実効性が確保されることも予定している。したがって、必要かつ相当な対策としての警告表示を、当該建材自体又はその最小単位の包装に限定することは相当ではない。

建設作業従事者は、建材を取り扱い、粉じん対策を行うにつき十分な能力と経験を有しているから、石綿含有の事実、必要に応じて防じんマスクの着用等の粉じん対策をすべきことなどが表示されていれば、警告表示の内容としては必要十分というべきである。

ケイミューは、建設作業従事者に対し、直接又は間接に必要な警告表示を行い、警告表示義務を果たしてきた。

- 4 建設作業従事者にとって、自らが利用した建材についての特定及び立証はさほど困難ではない。他方、メーカーは、多種多様な流通経路を通じて建材を出荷しており、自らの建材が最終的にどの現場に出荷されたのかを把握することはできないし、各被災者がどのような職歴、居住歴及び作業歴を有し、どの建築現場でどのような作業をしてきたかも一切知り得ない。建材の到達がないことの反証を要求されることは、事実上、当該時期には石綿含有建材を販売していなかったという主張のみが許されることになる。立証責任の転換は明らかに不合理である。
- 5 建材の取扱い可能性を認定するに際しては、代替製品の存在も踏まえたシェアを検討する必要がある。
- 6 民法719条1項後段の類推適用の場面（寄与度不明の場合）でも、発生した損害の全体について連帯責任を負わせるためには、特定された者以外の者によって損害がもたらされたものではないことの証明を要するという719条1項後段の要件論は妥当する。控訴人らは、この点に関する主張立証が全くしておらず、控訴人らの請求が認められる余地はない。

ケイミューの建材については、平成13年に日本産業衛生学会が承認した最も厳格な基準で、現在も維持されている評価値を基準とした実質的危険性が存在し

ない。したがって、仮に、他の被控訴人企業らの行為に「権利侵害を惹起する危険性」が認められても、ケイミューの行為について、それとの間で連帯責任が認められるべき理由はなく、民法719条1項後段の適用及び類推適用の要件が充たされる余地もない。

- 7 喫煙歴は、石綿粉じん曝露歴よりも肺がんのリスクを高める。ケイミューの建材を取り扱っても極めて微量の石綿粉じんにしか曝露しないことからすると、喫煙の事実の結果発生に対する寄与割合は圧倒的に大きい。

【被控訴人神島化学工業の主張】

1 けい酸カルシウム保温材について

(1) 保温工が取り扱う石綿含有保温材は、けい酸カルシウム保温材に限られず、石綿保温材（組成が100%石綿である保温材）、パーライト保温材、水練り保温材、布系保温材等がある。これらはいずれも石綿含有率が高く、保温工により頻繁に使用されているから、これらによる影響も考慮すべきである。

(2) 神島化学工業のけい酸カルシウム保温材「ダイヤライト」は、プラントにおいてのみ使用され、ビル工事で一般に使用されるものではなかった。

2 けい酸カルシウム板第1種について

大工や内装工は、けい酸カルシウム板第1種以外にもフレキシブル板、平板、パルプセメント板、スラグ石膏板などを使用するから、石綿粉じん曝露の可能性を考えるに当たっては、これらの建材全体の中でのシェアを考えるべきである。

3 けい酸カルシウム板第2種について

けい酸カルシウム板第2種は耐火被覆材の一種である。電工や大工が石綿粉じんに曝露する危険性があるのは耐火被覆材全般であるから、耐火被覆材全般に対するシェアを検討すべきである。

【被控訴人昭和電工建材の主張】

- 1 建材メーカーができる警告表示は、包装等に表示することであり、マークという制度も存在し、取扱説明書にもアスベストの使用に対し防じん工具を使用す

るよう求めている。昭和電工建材は、警告表示義務を果たしていた。

- 2 建材の分類は、建設作業現場における曝露の可能性、因果関係に関わる事柄であるから、建材の用途を中心に検討すべきである。

甲A1181, 1182は、いずれも石綿粉じん曝露の可能性を判断する資料としての価値はない。

【被控訴人新日鉄住金化学の主張】

- 1 平成12年6月11日の「建築基準法一部改正」(平成14年5月施行)前は、吹付ロックウールについて、建築基準法施行令107条に基づき、業界団体であるロックウール工業会が、吹付ロックウールの材料及びその施工基準に係る標準仕様書(乙チ6。以下「標準仕様書」という。)を定め、標準仕様書に基づき施工された吹付ロックウールについて、建設大臣の認定(いわゆる「通則的指定」)を受けていた。ロックウール工業会の加盟会社である新日鉄住金化学は、標準仕様書に記載された材料で、施工基準に従って吹付ロックウールの施工をしていた。

標準仕様書の1.3項では、「吹付ロックウール被覆耐火構造の施工は、通則的指定会社の責任施工とする。」とされており、吹付ロックウールの製造会社が、自らの責任において、吹付ロックウールの施工を行うこととなっていた。

標準仕様書の「責任施工」を果たすため、当時、新日鉄住金化学は、「認定特約店」の制度を設け、十分な施工能力を有する事業者のみを特約店に認定した上、認定を受けた特約店との間で覚書を締結し、吹付施工について指導・監督していた。

吹付材を発注するのは認定特約店であるから、新日鉄住金化学が製造した吹付ロックウールは、認定特約店に直接搬入されていた。

したがって、建材メーカーである新日鉄住金化学と元請・元方事業者又は認定特約店以外の事業者との間では、発注・搬入というやり取りはなく、新日鉄住金化学の吹付ロックウール「スプレエース」の包装、警告表示を、認定特約店以外

の元請事業者や現場監督が視認する機会はほとんどなかった。したがって、各建設作業従事者（大工、左官、配管工等）に警告が伝達されることもほとんどなかった。

以上に加えて、吹付材については、通常、建物新築時にのみ吹付作業がされ、増改築工事において新たに発注されたり、搬入されたりすることはないから、増改築工事に従事する者との関係では、解体工事従事者と同様、警告表示による結果回避可能性はない。

- 2 共同不法行為による加害行為の認定に当たっては、マーケットシェアの多寡のみならず、石綿含有率及び石綿の種類（加害行為の危険性の程度）を考慮すべきである。

新日鉄住金化学の吹付ロックウール「スプレエース」にはクリソタイルが使用され、石綿含有率は4%から14.5%と、他社の吹付石綿と比べて明らかに低かった。

- 3 吹付工以外の職種が吹付材に接触し得る作業は、当該職種における本来的作業の前提作業として、「鉄骨に付着している吹付材をそぎ落とす作業」である。その接触する量は、吹付工が吹付材に接触する量や、大工がボードを切断することにより接触する粉じんの量と比べると、ごく微量にすぎない。吹付材のそぎ落としを行わない職種の建築作業従事者の接触量は更に微量であった。

- 4 乙チ27を基に、「スプレエース」について、製造期間（昭和43年から昭和53年）の各年ごとのシェアを計算したところ、その平均は5.8%であった。乙チ27は、新日鉄住金化学の「業務概況」（乙チ16から26）という社内記録及び社内管理用に定期発行されていた冊子記載のデータや、甲A394、甲A396など信頼性の高いデータに基づき、正確かつ合理的にシェアを算定したものと見える。

【被控訴人住友大阪セメントの主張】

- 1 国交省データベース（乙ツ2の1から3まで）には、石綿含有住宅屋根用化粧

スレート（住宅用屋根材）「ダイケンかわら」について、製造時のメーカー名欄に「関西スレート㈱」、現在のメーカー名欄に「住友大阪セメント㈱」、製造期間欄に「1975年～1982年」と記載されている。しかし、「1975年～1982年」は関西スレートがダイケンかわらを製造販売していた期間であり、住友大阪セメントは、同製品を製造販売していない。

関西スレートは、昭和53年に大阪セメントが出資して資本提携関係を有するに至ったにすぎない、住友大阪セメントとは別の法人である。大阪セメントは、その後、平成6年に住友セメントと合併し、現在の住友大阪セメントとなったが、関西スレートの責任を住友大阪セメントが承継するような行為（合併など包括承継）は行われていない。関西スレートの石綿含有建材の製造販売行為を住友大阪セメントの製造販売行為と同旨することはできない。

2 控訴人らは、別紙7「被災者曝露期間対応表（控訴人ら主張）」の企業名「住友大阪セメント」欄の「建材種類」に「石綿スレート波板」とあり、「製造期間」に「1935～2000」と記載している。しかし、住友大阪セメントの製造期間は、昭和28年から昭和50年7月までであり、同月以降、スレート波板の製造販売は別会社であるスミセスレート建材株式会社に引き継がれ、同社が製造販売していた（乙ツ10の2，11）。スミセスレート建材の石綿含有建材の製造販売行為を住友大阪セメントの製造販売行為と同旨することはできない。

3 屋根材や外装材の解体は、養生シートが張り巡らされていても、外気のある建物外部で行われるため、石綿粉じん曝露の程度は、建物内部の解体に比べて著しく低い。したがって、解体作業における直接曝露といっても、建物内部と建物外部とでは、作業環境の密閉性から曝露態様が大きく異なる。住友大阪セメントが製造販売したスレート波板や「ベルダ」は屋外で用いられる建材であり、建物内部で使用される内装材と比べて、石綿粉じん曝露の程度は著しく低い。仮に住友大阪セメントに責任が認められるとしても、責任は減免されるべきである。

改修工事において建物の一部分を解体する作業では、建物の躯体や外装材をそ

のままにした内部の解体が多い。その場合、住友大阪セメントの製造販売した建材は解体されないから、石綿粉じんは発生しない。外壁の解体を伴う改修工事の場合でも、一般の解体工事と同様に屋外の作業であるから、石綿粉じん曝露の程度は著しく低く、責任は減免されるべきである。

- 4 民法719条1項が適用される大前提は、加害行為が到達することである。住友大阪セメントの石綿スレート波板のシェアはわずかであり、仮に確率的考察を加えても、建材が被災者に到達したとはいえない。

【積水化学工業の主張】

- 1 被控訴人企業らによる石綿含有建材の製造販売行為に一体性を認め、これを競合行為とみる余地はない。また、積水化学工業の石綿含有建材の製造販売行為が、単独で各被災者の石綿関連疾患罹患という結果を惹起する危険性を有していたという事実関係も存しない。したがって、民法719条1項後段の適用又は類推適用により積水化学工業に共同不法行為が成立することはない。

- 2 アスベールは、基材となるけい酸カルシウム板第1種等のボードに特殊樹脂処理した表面材を貼り合わせた内装仕上げ材の化粧板で、一般的なけい酸カルシウム板第1種やスレートボード・フレキシブル板の下地材とは代替性がない。大工・内装工等の職種のものであれば、類型的に誰もが取り扱う種類の製品ではない。

アスベールの大半はユニットバスのパーツとして用いられていた。ユニットバスの施工は専門のユニット工によって行われ、かつ、組立てに当たっては、原則的に切断等の加工を要しないものであったから、大工等による切断等の加工の対象となる割合はせいぜい2割程度であったと考えられる。

- 3 積水化学工業は、平成2年に屋根材であるセキスイかわらをノンアス化した。積水化学工業が屋根材であるセキスイかわらの製造販売を開始した昭和50年からこれをノンアス化した平成2年までの間、石綿粉じん曝露作業の危険性に関する基準として存在したのは、日本産業衛生学会が勧告する許容濃度（クロシドライトを除く石綿粉じんの許容濃度はいずれも2本/ml）であっ

た。当時、屋根材について、上記許容濃度を明確に上回るような石綿粉じん濃度の測定結果は存在しなかった。したがって、積水化学工業には、セキスイかわらの石綿粉じん曝露による危険性に関して予見可能性がなく、注意義務違反は認められない。

控訴人らの主張によっても、住宅用屋根材における積水化学工業のシェアが概ね5%以上になった期間は、昭和62年からノンアス化された平成2年までに限られる。各被災者の全稼働期間を通しての石綿粉じん曝露において占めるセキスイかわらからの曝露の割合は、微々たるものにすぎず、権利侵害惹起の現実的危険性がない。

被災者Hは、屋根材の粉じんのみならず、ダクト工事の際には吹付材の粉じんに曝露したという。屋根材からの石綿粉じん曝露と比較して、飛散性の高い吹付材からの石綿粉じん曝露の危険性は大きい。被災者Hの石綿関連疾患罹患については、有力な他の原因が考えられ、セキスイかわらからの石綿粉じん曝露による現実的危険性は否定されるべきである。

4 控訴人Mは、自らの記憶に基づきアスベールを主要原因建材であると主張する。

しかし、労災関係資料(甲D13の13・15)や最初に作成された陳述書(甲D13の18)ではアスベールについて一切言及されていなかったにもかかわらず、後になってアスベールが挙げられるに至った根拠は不明である。控訴人Mの供述によっても、内装材全体に占めるアスベールの使用頻度はそれほど高くない。したがって、アスベールの製造販売行為は、控訴人Mの石綿関連疾患罹患に関し、損害惹起力を有しない。

【被控訴人大建工業の主張】

1 外装材など屋外での使用が予定されている建材は、作業中の粉じんは外気によって希釈されると考えられ、粉じん測定の結果等からも許容濃度を超えることは少ない。外装材については、建築作業従事者が石綿粉じんに曝露し、石綿関

連疾患に罹患することの予見可能性はなく、警告表示義務違反は認められない。

また、軒天材は屋外で切断されるから、軒天材として使用されるけい酸カルシウム板第1種については、同様に警告表示義務違反は認められない。

- 2 補修・解体工事に従事する者との関係では、建材メーカーが実効性のある警告表示をすることは困難であり、補修・解体工事を行う事業者において必要な対策を採るべきである。また、塗装工など成形板の取付後に作業する職種との関係でも、同様に事業者による安全配慮義務の履行によって対策が採られるべきである。これらの職種に対して警告表示義務違反は認められない。
- 3 ロックウール吸音天井板は、国土交通省発行の「目で見えるアスベスト建材」(甲A36)において、ロックウール吸音天井板はレベル3(発じん性の比較的低い製品)に分類され、粉じんが発生しやすい解体作業においても発じん性が比較的低いとされている。
- 4 大建工業のけい酸カルシウム板第1種のシェアは高くない。また、原板のメーカーは神島化学工業であるから、大建工業は主要メーカーには当たらない。
- 5 近畿地方では、6割から7割の建物に外壁材としてモルタルが使用され、窯業系サイディングの使用割合は低かった。外壁材による石綿粉じん曝露について、窯業系サイディングにおけるシェアのみによって主要原因企業と認定することは不合理である。

【被控訴人太平洋セメントの主張】

- 1 石綿含有吹付ロックウール「スプレーコート」は、①販売期間が限定されていたこと、②使用されるのは、耐火建築物である鉄骨造建物に限られたこと、③系列化された特定の吹付施工業者にしか販売されていなかったこと、④施工区画は厳重に管理され、施工区画外にいる他の職工が間接曝露、複合曝露、累積曝露することはなかったなどからすると、建設作業従事者がスプレーコートから石綿粉じんに曝露することはなかった。また、石綿関連疾患の潜伏期間が長期であることも加味すると、控訴人らの罹患した石綿関連疾患の原因がスプレーコー

トの使用された鉄骨造建物の解体・改修工事ではない。

- 2 湿式石綿含有吹付材「スプレーコートウェット」は、平成元年11月までであるが（その後はノンアス化）、昭和50年2月以降はほとんど販売していなかった。また、原料投入設備が大型で、施工費用も乾式工法の約2倍と高額であったため、大型の鉄骨造建物にしか採用されず、施工例も限られていた。
- 3 石綿含有吹付ロックウールを含む耐火被覆材は、吹付け施工後に剥がされることを予定していないから、太平洋セメントにおいては、吹付作業後に他の職工が吹付材を剥がすことなど想定しておらず、それに伴う粉じんの発生や対策について検討する契機すらなかった。また、太平洋セメントは、吹付作業時の作業環境に関し、種々の対策を検討し、吹付施工業者に情報提供を行ってきた。

太平洋セメントには、吹付工以外の職工にかかる石綿粉じん曝露の態様についての予見可能性はなく、これらの者に対する結果回避義務及びその違反は存在しない。

- 4 吹付材の場合、吹付工事をする施工業者が建材を荷受けし、元請事業者やその他の事業者が包装を視認することはないから、吹付工以外の者に対して、包装上の警告表示による結果回避可能性はない。改修・解体工事における警告表示義務違反が認められる余地もない。
- 5 控訴人L1に関する損益相殺

被災者Lの相続人である控訴人L1及び訴外L2は、被災者Lの就業先であるpに対する損害賠償請求訴訟を提起し（大阪地方裁判所平成27年(ワ)第10791号）、平成29年7月27日に成立した和解に基づき、解決金3000万円の支払を受けた。仮に控訴人L1の請求が一部でも認められる場合には、賠償すべき損害額から上記解決金3000万円が損益相殺されるべきである。

【被控訴人東レACEの主張】

- 1 控訴人らのシェア論によれば、石綿含有の窯業系サイディングでシェア5%の企業の製品についての到達可能性を推認しようとする場合、30現場全てにおい

て、石綿含有の窯業系サイディングを取り扱ったことが必要となる。

しかし、東レACEの窯業系サイディング「完璧」の製造販売時、特に近畿地方では、外壁材にモルタルを使用する割合が高く、窯業系サイディングの使用比率は低かった。また、東レACEは、「関東地区に強いメーカー」とされ、関西地区におけるシェアは全国シェアよりも格段に低かった。控訴人らが図面を分析した結果にも東レACEは登場していない。

- 2 解体工事は、特別な事情がない限り、新築後かなりの年月を経て行われるから、シェアに基づいて到達可能性を推認するに際し、解体工については、他の職種と異なる判断枠組みが必要である。「完璧」の製造期間は昭和54年12月から平成10年9月までであり、昭和61年以前には、「完璧」についての有意なシェアは見出せない。仮に戸建住宅が建築後30年程度で解体されるとしても、「完璧」に由来する石綿が解体工事によって被災者らに到達した蓋然性は認められない。

【被控訴人ナイガイの主張】

- 1 いわゆる重合的競合類型の場合とは、複数の加害行為が被害者に到達し、かかる加害行為が重合して結果を発生させた場合であり、共同行為者の加害行為が被害者に現実には到達したことが前提となっている。したがって、共同不法行為責任が成立するためには、現実の到達の主張立証を要する。

控訴人らが援用する筑豊じん肺訴訟控訴審判決は、重合的競合として共同不法行為責任が成立するためには、「各行為者が他者の同様の行為を認識しているか、少なくとも自己と同様の行為が累積することによって被害を生じさせる危険があることを認識していること」という主観的要件も充たす必要があるとする。しかし、被控訴人企業らには、被災者が他社の建材に含有される石綿にも曝露するとの認識はなかった。

- 2 ナイガイの市場占有率は多くても2%程度にすぎず、ナイガイの製造販売した石綿含有建材が各被災者らに到達していない可能性が大きい。他の同種訴訟でも、

判決で、ナイガイが継続的に一定規模のシェアを有していたとは認められないとされている。

- 3 ナイガイと日本セメントないし太平洋セメントとは別法人であり、太平洋セメントと協力し合って石綿含有建材を製造販売した事実はないから、太平洋セメントとシェアを合算する理由はない。

【被控訴人ニチアスの主張】

- 1(1) マーケットシェアは、その建材がどのように存在（分布）しているかを示すものではないから、ある建材のシェアが10%であっても、20回の建設作業現場に必ず1回は当該建材が存在（分布）することにはならない。

被災者らの就労現場数は、我が国の建設作業現場全てと比較した場合、個別の事情を捨象して平準化されるほど多数であるとは到底評価できない。

- (2) 被災者が就労した建設作業現場で使用された全ての石綿含有建材から発生した石綿粉じんは当然に曝露するわけではない。建材の現場への到達が当該建材による石綿粉じんの被災者への到達まで意味するものではない。

- (3) 本件では、西淀川公害第2次ないし第4次訴訟第1審判決の事案や筑豊じん肺訴訟控訴審判決の事案と異なり、全ての被災者について、生命・身体・健康に対する具体的・現実的な「加害の危険性」を有する行為としての「加害行為」を行った者が全く特定されていない。累積的競合ないし重合的競合の事案のように「選択された加害行為者が結果の全部又は一部に寄与している」と評価することはできない。

- 2(1) 湿式石綿含有吹付材「トムウェット」、 「ATM-120」は、高層建物等の大規模な現場で、専用の特種な噴射機により施工し、ニチアスが指定する少数の特定業者しか取り扱えない建材であったこと、湿潤化されており、ほとんど発じんしなかったことから、控訴人らが曝露した可能性は低い。

また、「ミネラックス」は、内装材に塗りつける形で施工されるものであり、他の吹付材のように耐火被覆のために用いられることはなかった。

(2) ニチアスのけい酸カルシウム板第1種は、石膏ボードに近い堅さで、多くは厚みも5ミリ前後であるから、カッターで切断することができ、それが通常であった。

また、ニチアスのけい酸カルシウム板第1種は、90%が非住宅（中高層建築）向けであり、戸建住宅等向けは10%であったから、戸建住宅を中心とする大工等が取り扱うことは稀であり、到達の高度の蓋然性は認められない。

3 被災者Oがmとして独立したのは昭和48年以降で、rからの下請はそれ以降であるから、ニチアスがけい酸カルシウム保温材の製造販売を終了するまでの期間はごくわずかである。Oは、昭和12年から昭和48年までの間に約34年間、様々な業者の下で築炉作業等に従事してきたというのであるから（甲D15の18の3頁など）、昭和48年以降のrにおける曝露のみを強調する合理的理由に乏しい。

【被控訴人ニチハの主張】

1 ニチハの製造販売した窯業系サイディング材である「ゴールデンモエンサイディング」（以下「本件ニチハ製品」という。）は、木造戸建住宅の新築現場において使用されるから、その性質上、他の石綿含有建材との結合を必須とするものではない。したがって、同じ現場において使用される他の石綿含有建材に伴う危険性について予見可能性はない。また、本件ニチハ製品による石綿粉じん曝露濃度の低さも併せて考えると、本件ニチハ製品を市場に流通させることで、他の石綿含有建材と合わさって石綿関連疾患を発症させる具体的危険性が存在することまでの予見可能性はない。

3 シェア論は、特定の建材による個別の被災者に対する石綿粉じん曝露の可能性を当該建材の全国的なシェアと同一視するものである。しかし、建材の流通ルートはそれぞれに個性・特性があって均一ではないし、販売地域、建物の種類、規模、形状などによってどのような建材が選択、使用されるかも異なるから、個別の被災者の石綿粉じん曝露の可能性を一般的なシェアによって代替することは

できない。

外壁材の場合、シェア論のいう「用途を同じくする建材」には、セメント、モルタル、タイル、スレートなど多数の種類があり、サイディングと呼ばれる建材の中にも金属系サイディングや窯業系サイディングなどがある。シェアを基に推論する場合、外壁材全体におけるシェアを検討する必要があるし、どの時期について検討しているのかも念頭に置いて考察する必要がある。

ニチハが本件ニチハ製品を製造販売した昭和49年から昭和56年までの間、窯業系サイディングの流通量は極めて低かった。低層戸建住宅の外壁工事に携わったことのある控訴人らでも、本件ニチハ製品を使用した可能性は極めて低く、ニチハ由来の石綿に曝露する可能性は極めて低い。

ニチハは、石綿含有建材の製造販売を昭和56年までで終了しており、以後のニチハ製品のシェアがいかに高くても、控訴人らを石綿粉じん曝露させる可能性は全くない。

【被控訴人日東紡績の主張】

- 1 補修・解体工事に従事する作業者については、警告表示による結果回避可能性がないから、日東紡績に責任はない。
- 2 民法719条1項後段の類推適用の前提として、各建材メーカーの製造販売した建材のうち、各被災者に到達した高度の蓋然性の認められる建材を特定することが必要である。この場合の高度の蓋然性とは、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを要するところ（最高裁昭和50年10月24日民集29巻9号1417頁）、建材の販売時期等と建設作業従事時期等とが整合していたとしても、10%程度のシェアを有するにすぎない建材メーカーの製造販売した建材が、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信をもって、各被災者に到達したと認めることはできない。
- 3 控訴人らが日東紡績の主要原因建材と主張する各建材については、以下のとおり、被災者に到達した高度の蓋然性が認められない。

- (1) 石綿含有吹付ロックウールである「スプレーテックス」には、耐火被覆材用と断熱・内装材用があった。両者は、用途が異なり、建設作業現場で取り扱う場面も異なるから、これらを合算してシェアを計算することは相当でない。

耐火被覆材用のスプレーテックスは、日東紡績又は子会社であったスプレーテックス工事株式会社若しくは日東紡スプレー工事株式会社が認定した特定の下請事業者のみ取り扱う可能性があり、一般の吹付業者は取り扱う可能性がなかった。また、耐火被覆材用のスプレーテックスは、乾式工法で、吹付後、「コテ押え」という作業により表面が平滑になり、飛散しにくい状態となるため、曝露の危険性も低かった。

- (2) 湿式石綿含有吹付け材である「スプレーウェット」も、スプレーテックスと同様に、日東紡スプレー工事株式会社が認定した特定の下請事業者のみ取り扱う可能性があり、一般の吹付業者は取り扱う可能性がなかった。また、スプレーウェットは、工事金額が高額になる上、高額かつ特殊な吹付機械が必要で、高度の技術を持った左官工でないと施工が困難なため、ほとんど市場に流通することはなく、施工数も年に数件程度であった。湿式工法であるスプレーウェットは、左官によるコテ作業により仕上がりはモルタルセメント仕上げのようなカチカチに硬化し、飛散しにくい状態となるから、スプレーテックス以上に曝露の危険性は低く、吹付材を削り落とす際の飛散性等も異なる。

- (3) 日東紡績の昭和51年以降のマーケットシェアは、ノンアス製品を含むシェアであり、石綿含有製品のみで考えると、シェアは10%以上には達しない。

- (4) 日東紡績の製造販売した石綿含有ロックウール吸音天井板は、「ミネラートン」と「ソーラートン」と考えられるところ、ミネラートンは、昭和45年以降ノンアス製品となっている。控訴人ら提出のシェア資料記載のシェアは、主要原因建材となり得るアスベスト含有建材のみを前提としたものではない。

【被控訴人日本インシュレーションの主張】

- 1 建設作業現場で実際使用される建材には偏りがあるのが通常で、マーケットシェアどおりではないから、シェアが高いから到達の蓋然性が高いとはいえない。

また、保温材としては、けい酸カルシウム保温材よりも石綿を含有しないロックウールやグラスウールなどがはるかに多量に用いられているし、同じ石綿含有製品でもパーライト保温材、けい藻土保温材、バーミキュライト保温材、石綿保温材等多種多量の保温材が使用されている。これらの競合製品を含めたシェアをみた場合、日本インシュレーションのシェアは1%にも満たない。

- 2 日本インシュレーションの保温材は、常時300℃から1000℃にも達する高温の蒸気等にも耐え得る高度の耐熱性を有するものであって、その種の高温の物体を取り扱う配管等にのみ使用される。このような特殊な商品のため、他の石綿含有建材、グラスウールやロックウールに比べて高価であり、石油コンビナート・発電所等の配管を中心に、製鉄所等の加熱炉において使用され、一般的なビルや住宅には使用されていなかった。また、製品の石綿含有量は、高いものでも10%までで、石綿100%の製品もある石綿保温材等に比べて極めて低かった。しかも、成形品のため、基本的に配管にはめるだけで切断・加工は不要であり、例外的に切断を要する場合も、作業は手鋸を用いて行っていたから、粉じんの飛散性は低かった。作業場所はほとんど屋外であり、建築作業従事者が粉じんを吸入することも少なかった。

- 3 シェア論を前提とすると、解体工の曝露可能性については、被曝した可能性のある全ての建材に含まれる石綿を分母として算定されるべきことになるはずである。我が国全体における石綿含有建材中の石綿使用量からみた日本インシュレーションの割合は極めて小さい(乙メ5によれば、昭和46年から平成13年までで0.14%である。)。したがって、日本インシュレーションは、主要原因企業とはなり得ない。

- 4 被災者Rは、解体工であるから、建材メーカーである日本インシュレーション

には結果回避可能性がなく、責任を負わない。

【被控訴人日本バルカー工業の主張】

1(1) 日本バルカー工業が石綿含有建材を製造販売したことはない。石綿含有建材を製造していたのは日本リンペット工事である。

(2) 日本バルカー工業は、昭和34年2月17日、イギリスの会社であるロバーツ社との間で業務提携をして日本初のリンペット吹付石綿工事のライセンスとなり、その開発と普及に乗り出すこととなった。そこで、岡福石綿工事株式会社を設立し、その後、昭和35年11月に日本リンペット工事株式会社と社名を変更した上で、同社に対し、リンペット工事に関する実施権を付与した。これを受けて、日本リンペット工事が、独自に建設会社に対する受注活動を始め、原料の海外からの調達・製造・施工、完成引渡しまでの全てを行ってきた。

(3) 日本石綿協会の機関誌「せきめん」の広告中には「吹付石綿“リンペット”」という記載があるが、この記載から直ちに日本バルカー工業が吹付石綿“リンペット”を製造販売していたとすることはできない。

また、日本バルカー工業は、平成3年以降も日本リンペット工事の株式78.7%を保有していたが、出資した会社がいかなる場合でも共同不法行為責任を負う法的根拠はない。

なお、日本バルカー工業は、昭和56年頃から、売上高を増加させるため、一時的に日本リンペット工事との間で帳合取引をしていた事実はある。しかし、当時、日本バルカー工業の売上高が低迷していたため、貿易部を經由して石綿原料を輸入し、日本リンペット工事に売上げを計上する形を採っていたもので、あくまで一時的かつ形式的処理で、実態を伴わないものであった。この点をもって、両社における石綿建材の研究・開発・製造販売・施工の一体性は強固であったということは、論理の飛躍である。

2 控訴人らは、確率論から、シェア5%であれば、理論的には、ある建築作業従

事者が当該建材を1回以上取り扱う確率が30現場で約80%となり、適格性の要件が十二分に確保される旨主張する。しかし、確率論、シェア論は、ある一定の適切な条件の下で初めて有効性が確保されるにすぎず、単純にマーケットシェアを基にした確率論は誤りというべきである。

【被控訴人ノザワの主張】

- 1 ノザワの製造販売した石綿含有建材が各被災者の従事した個々の建築作業現場に到達しなければ、結果発生の実現的危険性はなく、建築作業従事者に対する加害行為とはならない。この要件は、因果関係ではなく、加害行為に関する要件であるから、共同不法行為の成立によって到達の事実が擬制又は推定されるわけではない。

加害者の行為につき結果発生の実現的危険性の有無を判断する際には、被害者のいる場所を時間・場所により特定する必要がある。本件においては、石綿含有建材が使用された各建築作業現場を特定しなければ、到達の事実、結果発生の実現的危険性の有無を判断できない。

また、民法719条1項前段及び後段の適用又は類推適用により因果関係の擬制又は推定という強い法的効果が付与されるから、被控訴人企業らには十分な反証の機会を与えられなければならない。この点からも、控訴人らは、個々の建築作業現場を特定する必要がある。

- 2 控訴人らは、病気発症への影響度が低い建材を主要原因建材から除外したと主張するが、何百、何千の工事現場で、かつ、10年以上の長期間という観点から病気発症への影響度をみた場合、生産量や石綿含有量が少ない建材との差異は相対的なものにすぎない。また、中皮腫に関しては閾値がなく、低濃度・短期間の曝露でも発症することから、影響度に差異はない。控訴人らの主要原因建材の選定は恣意的で、不合理である。
- 3 被控訴人企業らの警告表示の対象は、新規使用時に石綿含有建材を直接取り扱う作業員であり、それ以外の周辺作業員及び新規使用時以外の作業員（周辺作業

者等)は含まれない。

【被控訴人エム・エム・ケイの主張】

1 エム・エム・ケイの義務違反について

(1) エム・エム・ケイは、適正に警告表示を行ってきたこと

ア エム・エム・ケイは、昭和47年6月施行の安衛法57条及び昭和50年4月1日施行の安衛法施行令により、石綿含有建材(石綿の含有量が重量の5%以下のものを除く。)の容器又は包装に、①名称、②成分及びその含有量、③人体に及ぼす作用、④労働省令で定める物にあっては貯蔵又は取扱い上の注意等の表示が義務付けられた後は、石綿含有建材を出荷する際、その包装に貼付ないし印刷表示する検査票に法定の事項を表示する措置を講じてきた。

また、エム・エム・ケイは、製品のカatalog(乙ワ6等)において、商品である建材への石綿含有の事実を表示し、購入者である建築専門業者に対し、その事実を告知し、平成元年以降は、出荷する個々の石綿含有建材について、石綿が含有されていることを示す「a」マークを表示してきた。

イ エム・エム・ケイが石綿含有建材を販売した供給先は、一般消費者ではなく、ゼネコン等の元請業者、その下請業者、建材商社、設計事務所等の専門業者であり、かかる供給先は、エム・エム・ケイのカatalogの記載等により、当該製品に石綿が含有されていることを十分に認識した上で、石綿含有建材を選択して購入していた。大工、内装工等の建築作業従事者は、ゼネコン等の元請業者やその下請業者等の指揮監督の下に作業に従事する者か、工務店経営者等自らが相応の専門的な知識、経験、能力を有して建築関連事業を営む者であった。前者については、作業指揮者を通じて、建材に石綿が含有されていることの告知や石綿含有建材の取扱い上の注意がされ、後者については、当該建材に石綿が含有されていることやその取扱い上の注意事項について自ら認識し得る立場にあった。

ウ 以上のとおり、建材メーカーは、製品の供給先で適切な注意等がされることを前提として、カタログ等により当該建材に石綿が含有されていることを表示するとともに、建材を出荷する際の包装や容器に安衛法57条所定の事項を表示すれば足りる。エム・エム・ケイは、石綿含有建材の供給先に必要十分な警告表示を行っていたから、何ら注意義務違反はない。

(2) 控訴人らは、被控訴人企業は遅くとも昭和46年には石綿建材の製造販売の中止・停止義務を負っていたと主張する。しかし、そもそも建築基準法上石綿含有建材を使用することが求められ、かつ、石綿含有建材に代替する建材は未開発であったから、控訴人らが主張する時期に石綿含有建材の製造販売の中止・停止義務を負うべき理由はない。

2 エム・エム・ケイが製造販売した建材による曝露可能性

(1) フレキシブル板について

エム・エム・ケイは、フレキシブル板については、昭和60年から平成4年4月までの間、昭和60年は会社全体の4割程度を、昭和61年から平成3年までは概ね6割から8割を、積水ハウスの関東工場向けに製造出荷していた。

積水ハウス向けのフレキシブル板は、従来品よりも強度を要求された特別仕様で、エム・エム・ケイの千葉工場において、積水ハウスに指定されたサイズに加工した上、積水ハウスの関東工場に納入し、同工場において、鉄板と接着され、表面に塗装を施してパネルに組み立てられ、現場に納入された。

したがって、昭和60年以降平成4年4月までの間、千葉工場で生産したフレキシブル板の9割以上は、一般の大工や内装工が加工することはなく、全体的にみても、フレキシブル板の大部分は積水ハウス向けの製品が占め、一般の大工や内装工が使用するものの割合は限られていた。

(2) けい酸カルシウム板第1種について

エム・エム・ケイは、平成3年以降は、「ヒシタイカ」という商品名で石綿を含有しないけい酸カルシウム板第1種を製造販売してきた。エム・エム・ケ

イのけい酸カルシウム板第1種の出荷量に占める「ヒシタイカ」の数量・割合は、平成5年以降9割を超えていた。したがって、平成5年以降は、エム・エム・ケイの製造販売したけい酸カルシウム板第1種に由来する石綿粉じんに曝露する可能性は極めて低いというべきである。

3 民法719条1項後段類推適用について

- (1) 民法719条1項後段の適用に当たっては、被害者救済という不法行為制度の趣旨に配慮しつつも、損害の「公平な分担」という不法行為制度の趣旨と自己責任の原則という私法上の大原則を背景に、「共同行為者」として因果関係の不存在を立証しない限り減免責を受けられないという不利益を受ける者の範囲が無限定に拡大することを防ぐため、被害者は、①択一的競合関係にある行為者が誰かを特定しなければならず、かつ、②その特定された行為者以外の者以外によって当該被害者の権利・法益侵害がもたらされたものではないこと、すなわち、他に疑いをかけることのできる者は一人もいないことを主張立証する必要があると解されている。

被害者救済の見地から民法719条1項後段を類推適用すべき場合も、加害者とされる者に対し、明文の規定なく法的効果を帰責させるに足りるだけの許容性が存在することが必要である。特に、「それだけで損害を発生させる原因力」を持たない累積的競合の場合は、民法719条1項後段が想定する場面とは明らかに異なるから、類推適用に当たっては、上記許容性の存在が検討されなければならない。

- (2) 筑豊じん肺訴訟控訴審判決（福岡高裁平成13年7月19日判決）は、結果の全てに寄与していない曝露についても民法719条1項後段の類推適用を認めたが、その前提として、個々の被災者について具体的な在籍・就労歴を認定し、少なくとも各作業現場での安全配慮義務違反（加害行為）と粉じん曝露（被害）との結び付きを認定し、当該事実が主張・立証された企業との関係においてのみ損害賠償請求を認めている。

また、尼崎大気汚染公害訴訟第1審判決（神戸地裁平成12年1月31日判決）は、単独で全ての結果を発生させたわけではない曝露について民法719条1項後段の類推適用を認めたが、その前提として、道路ごとに立地状況や道路排煙の拡散状況等が検討されており、原告らに「到達」したと認められた道路排煙についてのみ問題としている。

このように、民法719条1項後段の類推適用は、加害行為の到達を前提としている。

4 シェア論による共同行為者選定の誤り

- (1) 各建設作業従事者である控訴人らは、使用した建材のメーカーを確認し、使用した建材を容易に特定することができる。

他方、建材メーカーは、特約店、販売店、工事店、ハウスメーカーなど多種多様な流通経路を通じて建材を出荷しており、自らの建材が最終的にどの現場に出荷されたのかを把握することはできない。また、建材メーカー側は、各被災者の職歴、居住歴、作業歴などの情報を持ち合わせていない。そのような中で、建材の到達がないことの反証を要求することは、当該時期には石綿含有建材を販売していなかったという主張しか許されないに等しい。

- (2) マーケットシェアと実際の取扱い可能性は直結するものではない。控訴人らが収集し、調査、分析したとされる設計図書においても、エム・エム・ケイが記載されている件数は少なく、控訴人らが主張するシェアとは明らかに異なっている。マーケットシェアを根拠にエム・エム・ケイを共同行為者とすることはできない。
- (3) シェア論による加害行為者の選択は個々の被災者の実態に反する結果となっている。

被控訴人国に対する慰謝料額算定表

	被災者	生年月日	死亡年月日	職種	石綿関連疾患	原審認定国責任期間	当審追加認定保護範囲	合計期間	基準慰謝料額	国の責任修正	曝露期間修正	喫煙修正	認容慰謝料額
1	A	S24.2.23		現場監督	肺がん	S50.10~H10.4		10年以上	2400万円	1/2		9/10	1080万円
2	B	S11.2.25	H23.3.6	船内大工, 内装工	胸膜中皮腫	S63.1~H14.12		10年以上	2700万円	1/2			1350万円
3	C	S6.4.3		大工	石綿肺(管理区分2) ・続発性気管支炎	S62.4~H4.4		5年1か月	1500万円	1/2	9/10		675万円
4	D	S6.9.4	H12.10.7	掃き屋	胸膜中皮腫	—	—						
5	E	S21.10.23	H18.10.18	電気工	胸膜中皮腫	—	S50.10~H16.7	10年以上	2700万円	1/2			1350万円
6	F	S16.3.15	H17.6.12	内装工	胸膜中皮腫	S61.2~H10.1		10年以上	2700万円	1/2			1350万円
7	G	S17.5.19	H21.6.25頃	内装工	石綿肺(管理区分4)	S61頃	S50.10~H18	10年以上	2700万円	1/2			1350万円
8	H	S20.1.28	H24.2.5	ダクト工, 屋根工	肺がん	—	S50.10~H18	10年以上	2700万円	1/2		9/10	1215万円
9	I	S13.1.3		大工	肺がん	—	S50.10~H18	10年以上	2400万円	1/2		9/10	1080万円
10	J	S23.8.20	H22.6.4	クロス工	肺がん	—	S50.10~H10	10年以上	2700万円	1/2		9/10	1215万円
11	K	S17.7.15	H27.6.4	解体工	胸膜中皮腫	S53頃~S57頃		約5年	2700万円	1/2			1350万円
12	L	S25.12.2	H23.10.29	配管工	肺がん	S50.10~H8.7.21		10年以上	2700万円	1/2		9/10	1215万円
13	M	S24.11.16		内装工	びまん性胸膜肥厚 (管理区分4相当)	S50.10~H2.3		10年以上	2400万円	1/2			1200万円
14	N	S18.3.14	H25.12.7	解体工	肺がん	—	—						
15	O	T11.8.23	H22.7.22	築炉工	石綿肺(管理区分2相当) ・びまん性胸膜肥厚	—	S50.10~S63	10年以上	2700万円	1/2			1350万円
16	P	S26.3.13		電気工	石綿肺(管理区分2) ・続発性気管支炎	S50.10~S54	S55~H元.8	10年以上	1500万円	1/2			750万円
17	Q	S10.12.5	H15.6.17	塗装工	石綿肺(管理区分4相当)	S50.10~H10		10年以上	2700万円	1/2			1350万円
18	R	S41.8.9	H27.8.31	解体工	胸膜中皮腫	H3.4~H17.5.5		10年以上	2700万円	1/2			1350万円
19	S	S18.1.2		大工	肺がん	S50.10~S61.7		10年以上	2400万円	1/2			1200万円

	被災者	生年月日	死亡年月日	職種	石綿関連疾患	主要原因建材	主要原因企業	基準慰謝料額	前期間修正	他原因建材修正	喫煙修正	認容慰謝料額
1	A	S24.2.23		現場監督	肺がん	吹付けロックウール, 耐火被覆板	乙ラ	2400万円	1/2	8/10	9/10	864万円
2	B	S11.2.25	H23.3.6	船内大工, 内装工	胸膜中皮腫	石綿スレートボード, ケイカル板1種	乙キ, 乙シ, 乙マ, 乙ワ	2700万円	1/2	8/10		1080万円
3	C	S6.4.3		大工	石綿肺(管理区分2)・続発性気管支炎	—	—	—				
4	D	S6.9.4	H12.10.7	掃き屋	胸膜中皮腫	—	—	—				
5	E	S21.10.23	H18.10.18	電気工	胸膜中皮腫	石綿スレートボード, ロックウール吸音天井板	乙キ, 乙ト, 乙ム, 乙ワ	2700万円	1/2	8/10		1080万円
6	F	S16.3.15	H17.6.12	内装工	胸膜中皮腫	石綿スレートボード	乙キ, 乙ワ	2700万円	1/2	8/10		1080万円
7	G	S17.5.19	H21.6.25頃	内装工	石綿肺(管理区分4)	石綿スレートボード, ケイカル板1種, ロックウール吸音天井板	乙キ, 乙ト, 乙マ, 乙ム, 乙ワ	2700万円	1/2	8/10		1080万円
8	H	S20.1.28	H24.2.5	ダクト工, 屋根工	肺がん	住宅用屋根材	乙テ	2700万円	1/2	8/10	9/10	972万円
9	I	S13.1.3		大工	肺がん	石綿スレートボード, ケイカル板1種	乙キ, 乙シ, 乙ワ	2400万円	1/2	8/10	9/10	864万円
10	J	S23.8.20	H22.6.4	クロス工	肺がん	—	—	—				
11	K	S17.7.15	H27.6.4	解体工	胸膜中皮腫	—	—	—				
12	L	S25.12.2	H23.10.29	配管工	肺がん	石綿スレートボード	乙キ, 乙ワ	2700万円	1/2	8/10	9/10	972万円
13	M	S24.11.16		内装工	びまん性胸膜肥厚(管理区分4相当)	石綿スレートボード, ケイカル板1種, ロックウール吸音天井板	乙キ, 乙シ, 乙ト, 乙マ, 乙ム, 乙ワ	2400万円	7/10	8/10		1344万円
14	N	S18.3.14	H25.12.7	解体工	肺がん	—	—	—				
15	O	T11.8.23	H22.7.22	築炉工	石綿肺(管理区分2相当)・びまん性胸膜肥厚	保温材	乙マ	2700万円	3/10	8/10		648万円
16	P	S26.3.13		電気工	石綿肺(管理区分2)・続発性気管支炎	石綿スレートボード, ケイカル板1種, ロックウール吸音天井板	乙キ, 乙シ, 乙ト, 乙マ, 乙ム, 乙ワ	1500万円	1/2	8/10		600万円
17	Q	S10.12.5	H15.6.17	塗装工	石綿肺(管理区分4相当)	—	—	—				
18	R	S41.8.9	H27.8.31	解体工	胸膜中皮腫	—	—	—				
19	S	S18.1.2		大工	肺がん	石綿スレートボード, ケイカル板1種	乙キ, 乙ワ	2400万円	1/2	8/10		960万円

原判決訂正一覧表

第1 第2章関係

2 8 頁 2 1 行目の「比較的面積」を「比表面積」に改める。

3 1 頁 1 7 行目及び 2 0 行目の「構法」並びに 2 2 行目の「構造」をいずれも「工法」に改める。

3 2 頁 7 行目の「構造」の次に「物」を加え、9 行目の「架橋」を「架構」に改める。

同頁 2 5 行目の「工法」を「構法」に改める。

3 4 頁 1 2 行目の「作業」を「作用」に改める。

3 5 頁 7 行目の「小体」の次に「数」を加える。

3 6 頁 1 2 行目の「有する」を「要する」に改める。

3 7 頁 1 9 行目の「には、」を削る。

3 8 頁 5 行目及び 2 4 行目の「繊維化」を「線維化」に改める。

4 0 頁 6 行目の「, 原発性肺がん」を削り、「6 つ」を「5 つ」に改め、7 行目の「2 1 頁」の次に「, 1 2 8 頁」を加える。

同頁 1 0 行目の「石綿に」を「石綿肺に」に、「繊維化」を「線維化」にそれぞれ改める。

4 2 頁 1 7 行目の「スリガラス機」を「スリガラス様」に改める。

4 7 頁 1 5 行目及び 1 7 行目の「繊維症」を「線維症」に改める。

4 8 頁 3 行目の「繊維化」を「線維化」に改める。

5 1 頁 2 3 行目の「昭和 3 6 年」を「昭和 3 5 年」に改める。

5 2 頁 1 1 行目の「解剖所見で」を「解剖所見」に改める。

同頁 1 9 行目の「昭和 6 2 年」を「昭和 6 1 年」に改める。

5 4 頁 2 6 行目の「炎症性胸膜」を「炎症性胸水」に改める。

5 7 頁 6 行目の「除外」を「除害」に改める。

- 同頁 2 2 行目の「建築物」を「建設物」に改める。
- 5 8 頁 2 行目の「危害の防止」を「危害防止」に改める。
- 5 8 頁 2 4 行目の「前記場合」を「前項の場合」に改める。
- 6 0 頁 9 行目の「1 項」を「1 号」に改める。
- 同頁 2 2 行目の「, 2 号」を「から 3 号まで」に改める。
- 6 3 頁 9 行目の「用粉じん」を「粉じん用」に改める。
- 同頁 2 2 行目の「一部の改正」を「一部改正」に改める。
- 6 7 頁 6 行目の「人口」を「人工」に改める。
- 7 2 頁 3 行目の「物資」を「物質」に改める。
- 8 1 頁 1 2 行目の「レバー式」を「レシーバ式」に改める。
- 8 3 頁 1 7 行目の「材料」を「原材料」に改める。
- 8 7 頁 1 8 行目の「1 0 月 1 日」を「4 月 1 日」に, 同行目から 1 9 行目にかけての「4 月 1 日」を「1 0 月 1 日」にそれぞれ改める。
- 9 2 頁 1 行目の「吹付ける作業」を「吹き付ける作業」に改める。
- 1 0 0 頁 5 行目の「施行」を「施工」に改める。
- 1 0 4 頁 1 7 行目の「施行业務」を「施工業務」に改める。
- 1 0 6 頁 7 行目の「仕様」を「使用」に改める。
- 1 0 6 頁 1 8 行目の「最近」の次に「の」を加え, 1 9 行目の「特定」の次に「化学」を加える。
- 1 1 0 頁 1 6 行目の「石綿粉じん」を「石綿等粉じん」に改める。
- 1 1 3 頁 2 4 行目の「技能」を「機能」に改める。
- 1 1 7 頁 2 4 行目から 2 5 行目にかけて及び 1 1 8 頁 2 3 行目の「火の粉による」の次に「建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して」を加える。
- 1 2 0 頁 3 行目の「聴いて」を「聞いて」に改める。
- 1 2 0 頁 1 1 行目の「つては」を「ついては」に改める。

120頁21行目から22行目にかけての「指定するもの」の次に「(同条3号)」を加える。

124頁9行目の「甲B22」を「甲B20」に改め、14行目の「20ないし」を削る。

126頁4行目の「石綿パーライト」の次に「板」を加える。

128頁10行目の「同条の2第1号及び2号」を「同条第1号及び第2号」に、11行目の「満たした」を「満たしている」にそれぞれ改める。

128頁24行目の「定める件」の次に「(甲B8)」を加える。

131頁10行目の「指定していた(」の次に「甲B12,」を加える。

131頁24行目の「石綿等」を「既存建築物」に、132頁1行目の「建設設計主務課長」を「建築設計主務課長」にそれぞれ改める。

132頁6行目の「置いて」を「おいて」に、同行目から7行目にかけての「石綿等に」を「石綿等」にそれぞれ改め、8行目の「カルシウム板等)」の次に「に」を加える。

133頁7行目の「加重」を「過重」に改める。

134頁9行目の「療養保障」を「療養補償」に、10行目の「会議保障」を「介護補償」に、同行目から11行目にかけての「介護保障」を「介護補償」にそれぞれ改める。

140頁11行目の「同法」を「同条」に改める。

144頁13行目の「46条の16」を「46条の19」に改める。

145頁15行目の「とる(同条約6条(a)) こと」を「とること(同条約6条(a))」に改める。

147頁18行目の「ではない。」の次に「)」を加える。

148頁20行目の「確保する(同条3項) こと」を「確保すること(同条3項)」に改める。

第2 第3章関係

1 5 1 頁 2 2 行目の「研究棟」を「研究」に改める。

1 6 0 頁 1 行目の「工場棟」を「工場等」に改める。

1 7 3 頁 1 1 行目の「昭和 4 0」の次に「年」を加える。

1 7 7 頁 1 0 行目の「されて」を「された」に改める。

1 8 0 頁 2 1 行目の「建築現場」の次に「に」を加える。

1 8 3 頁 9 行目の「技術」を「調査研究」に改める。

1 8 9 頁 2 5 行目の「電機」を「電気」に改める。

2 0 3 頁 1 2 行目の「報告した。。」を「報告した。」に改める。

2 3 1 頁 2 3 頁， 2 3 2 頁 8 行目の「安衛生法」をいずれも「安衛法」に改める。

2 6 1 頁 1 5 行目の「さだめる」を「定める」に改める。

3 1 1 頁 6 行目の「同法」を「同規則」に改める。

3 5 5 頁 1 0 行目の「制令」を「政令」に改める。

第 3 第 4 章関係

6 2 5 頁 6 行目の「保険技師」を「保健技師」に改める。

6 2 6 頁 8 行目の「保温板」を「保温材」に改める。

同頁 1 6 行目の「立証」を「臨床」に改める。

同頁 2 6 行目の「既往歴及び現往歴」を「既往症」に改める。

6 2 8 頁 1 5 行目から 1 6 行目にかけての「事務織」を「事務系統」に改める。

6 2 9 頁 5 行目の「診断んされた」を「診断された」に改める。

同頁 2 1 行目の「肺内」を「胸内」に改める。

6 3 0 頁 5 行目の「以上」を「異常」に改める。

同頁 1 2 行目及び 2 5 行目の「悪急性」を「亜急性」に改める。

6 3 1 頁 1 0 行目の「測定」を「調査」に改める。

6 3 2 頁 8 行目の「恕限度」を「恕限濃度」に改める。

同頁 2 5 行目の「王子」を「王寺」に改める。

6 3 3 頁 4 行目から 5 行目にかけての「昭和 3 1 年発行の「労働科学」第 3 4 卷第 4 号及び」を削る。

同頁 8 行目の「気管支援」を「気管支」に改める。

6 3 4 頁 1 9 行目の「有害又は」を「有害な又は」に改める。

6 3 5 頁 3 行目の「黒船」を「黒鉛」に改める。

6 3 6 頁 2 行目の「追及」を「追究」に改める。

6 3 8 頁 1 4 行目の「追及」を「追究」に改める。

同頁 1 8 行目の「各検査」を「各種検査」に改める。

6 3 9 頁 1 5 行目の「点状」を「点様」に改める。

6 4 1 頁 1 行目の「セメント肺，」の次に「油煙」を加える。

6 4 4 頁 9 行目の「交付」を「公布」に改める。

6 5 3 頁 8 行目の「抑制」を「制御」に，1 0 行目の「中皮腫」を「中皮腫瘍」に，1 8 行目の「紡績」を「紡織」にそれぞれ改める。

6 5 4 頁 2 行目の「工場」を「工業」に改め，5 行目の「石綿製品産業」の次に「に関するもの」を，6 行目の「産業以外」の次に「の産業」をそれぞれ加える。

6 5 5 頁 9 行目の「他の」の次に「業種の」を加える。

同頁 2 2 行目の「のロンドン病院が収集した」を「に収集された」に改める。

6 5 7 頁 3 行目の「科学」を「化学」に改める。

同頁 9 行目の「集団及び」の次に「／或いは」を加え，1 4 行目の「資料」を「試料」に改め，1 7 行目の「繊維及び」の次に「／或いは」を加える。

6 6 0 頁 2 1 行目の「調査成績を」を「調査成績」に改める。

6 6 3 頁 2 1 行目の「昭和 4 3 年」を「昭和 4 4 年」に改める。

6 6 5 頁 6 行目の「摂取」を「接種」に改める。

6 6 6 頁 2 5 行目の「測定器」を「測定法」に改める。

6 6 8 頁 1 1 行目の「科学的」を「化学的」に改める。

671頁5行目「労働衛生衛生課長」を「労働基準局労働衛生課長」に改める。

同頁14行目の「科学」を「化学」に改める。

674頁5行目の「発症」を「発生」に改め、9行目の「病理」を削る。

同頁12行目の「公衆衛生」の次に「学」を加える。

675頁8行目の「同年」を「昭和41年」に改める。

677頁7行目（2か所）、11行目及び16行目の「がん」を「癌」に改め、16行目の「いるにもかかわらず」を「いるにもかかわらず」に改める。

681頁15行目の「渡部」を「渡辺」に改める。

同頁21行目の「石綿」を「石綿肺」に改める。

685頁12行目の「建築」を「建設」に、「昭和51年」を「昭和47年」にそれぞれ改める。

686頁10行目及び11行目の「建築」を「建設」に改める。

同頁23行目の「発生と」の次に「の」を加え、26行目の「珪酸」を「硅酸」に改める。

687頁1行目の「資料」を「試料」に、4行目の「曝露」を「ばく露」に、8行目の「併存」を「共存」にそれぞれ改める。

同頁24行目の「昭和48年」を「昭和47年」に改める。

689頁5行目の「疫学調査」の次に「結果」を加える。

690頁18行目の「発症」を「発生」に改める。

694頁16行目から17行目にかけての「社会労働部」を「社会局労働部」に改める。

698頁5行目の「甲A12」を「乙アA24」に改める。

699頁5行目の「WTO」を「WHO」に改める。

同頁12行目の「、今後の詳細な調査を要するものであることを指摘し」を削る。

同頁16行目の「、ドール、ワグナー」を削る。

- 707頁17行目及び18行目の「使用量」をいずれも「輸入量」に改める。
- 713頁7行目の「煙突」の次に「用」を加える。
- 714頁9行目及び11行目の「比率」を「出荷比率」に改める。
- 715頁17行目の「使用した.」を「使用し,」に改める。
- 716頁19行目の「スレート波板,」を削る。
- 718頁13行目の「62」を「63」に改める。
- 同頁22行目の「昭和46年」を「昭和31年」に改める。
- 719頁3行目の「NSハイパダーⅡ」を「NSハイパウダーⅡ」に改める。
- 同頁20行目の「日本公営住宅法」を「日本住宅公団法」に改める。
- 721頁26行目の「用量」を「要領」に改める。
- 722頁18行目の「q建材工業」を「q建材興業」に改める。
- 同頁23行目の「材料」の次に「の企業名」を加える。
- 725頁23行目の「施行」を「施工」に改める。
- 728頁3行目の「1億万枚」を「1億枚」に改める。
- 729頁17行目の「日本標準規格」を「日本工業規格」に、18行目の「工業標準法」を「工業標準化法」に、同行目の「法律18号」を「法律第185号」にそれぞれ改める。
- 730頁8行目の「施行方法,」を「施工方法」に改める。
- 同頁26行目の「日本標準規格」を「日本工業規格」に改める。
- 731頁12行目の「建築大臣」を「国土交通大臣（平成11年法律第160号による改正前は建設大臣）」に改める。
- 734頁20行目の「「妻梁」。」を「「妻梁」,」に改める。
- 741頁12行目の「工事で」を「工場で」に改める。
- 744頁3行目の「調和」を「換気」に改める。
- 同頁8行目の「スリーブ」を「スリーブ」に改める。
- 746頁18行目の「設備工事では,」を「設備工事では,」に改める。

762頁22行目の「切断する際にに」を「切断する際に」に改める。

764頁15行目の「過搬式」を「可搬式」に改める。

765頁26行目の「糸ぼう」を「糸、ぼろ」に改める。

766頁14行目の「基発第338号」の次に「「職業病予防のための労働環境の改善等の促進について」により」を加える。

767頁8行目の「以下であれば」を「以下であれば」に改める。

768頁5行目の「一時」を「一時的」に改める。

770頁12行目の「時間加重平均」を「時間荷重平均」に改める。

776頁21行目の「0.03mg/m³」を「0.30mg/m³」に改める。

778頁10行目から11行目にかけての「濃度管理基準」の次に「」を加え、同行目の「会議」の「」を削り、同行目の「同専門会議」を「同会議」に改める。

同頁18行目の「曝露レベル」を「濃度レベル」に改める。

779頁3行目の「専門家委員会」を「専門家会議」に改める。

780頁5行目の「昭和57年」を「昭和52年」に改める。

同頁13行目の「粒子数と」を「粒子数を」に改める。

同頁23行目の「制度」を「精度」に改める。

同頁25行目の「集じん器」を「集じん機」に改める。

782頁8行目の「採取市」を「採取し」に改める。

784頁23行目の「時間加重平均」を「時間荷重平均」に改める。

786頁21行目の「適格」を「適確」に改める。

787頁20行目から21行目にかけての「(測定箇所83)」の次に「に」を加える。

789頁23行目の「平成」を「昭和」に改める。

794頁10行目から11行目にかけての「平成9年作業マニュアルには、」の次に「石綿含有建築材料の現場加工における石綿粉じん濃度について、可搬式

電動丸鋸等を使用し、かつ屋内作業の場合は、石綿の管理濃度（2本/cm³）を超える状況にあり、特に屋内作業であって、密閉状態にある場合は、管理濃度の数倍から数十倍になることがあるとして、」を加える。

796頁1行目の「葺上げ」を「小運搬・葺上げ」に改める。

797頁10行目の「10/mm」を「10/min」に改める。

799頁20行目の「2本/cm³）をを」を「2本/cm³）を」に改める。

800頁7行目の「吹きつけ」を「吹付け」に改める。

801頁2行目の「～」を「から」に改める。

同頁19行目の「労働と科学」を「労働の科学」に改める。

802頁13行目の「10頁」の次に、「13」を加える。

同頁16行目の「労働科学」を「労働の科学」に改める。

814頁4行目及び21行目の「曝露」をいずれも「ばく露」に改める。

815頁20行目の「厚労省による」の次に「」を加える。

816頁4行目の「以下」の次に「の」を加える。

同頁22行目の「2」を「1」に改める。

818頁9行目の「東洋経済」を「東邦経済」に改める。

823頁22行目の「清水達夫」を「清水達雄」に改める。

824頁14行目の「甲A174の5」を「甲A174の4」に改める。

825頁7行目の「労働安全衛生」の次に「委員会」を加え、同9行目の「TVL」を「TLV」に改める。

826頁5行目の「越える」を「超える」に改める。

827頁11行目の「0.25本/cm³」を「120本・時間/cm³（12週間累積曝露量）」に、同行目から12行目の「0.1本/cm³」を「48本・時間/cm³（12週間累積曝露量）」にそれぞれ改める。

同頁18行目の「0.2本/cm³」を「96本・時間/cm³」に、24行目の「0.15本/cm³」を「72本・時間/cm³」にそれぞれ改める。

828頁10行目の「甲A」の次に「67の1の40頁，」を加え，18行目の「・41頁」を削る。

829頁11行目，23行目，830頁1行目及び2行目の「加重」をいずれも「荷重」に改める。

830頁3行目の「平成3年」を「平成6年」に，5行目の「42頁」を「43頁」にそれぞれ改める。

831頁15行目の「67の2の5頁，」を削る。

同頁20行目及び832頁13行目の「加重」をいずれも「荷重」に改める。

841頁5行目及び7行目から8行目にかけての「2繊維」をいずれも「2mg」に改める。

同頁12行目から13行目にかけての「曝露限界とは別の行政的規制のための濃度」を「作業環境の良否を判断する際の管理区分を決定するための指標として行政的見地から設定された数値（乙アA88の12頁）」に改める。

同頁13行目の「通達」を「告示」に改める。

847頁16行目の「労働と科学」を「労働の科学」に改める。

849頁24行目の「東洋経済」を「東邦経済」に改める。

851頁14行目の「(カ)」の次に「(キ)」を加える。

同頁16行目の「されていること」の次に「（前記第3，1(1)ア(エ)）」を，22行目の「検討していること」の次に「（前記第3，1(7)イ(ウ)）」をそれぞれ加える。

855頁7行目の「認容」を「容認」に改める。

856頁19行目の「石綿肺」を「石綿」に改める。

同頁26行目の「許容許容濃度」を「許容濃度」に改める。

874頁24行目の「昭和62年」を「昭和63年」に改める。

876頁6行目の「施工」を「施行」に改める。

885頁13行目の「優」を「優る」に改める。

892頁9行目，9行目から10行目にかけて及び11行目の「建材料」をいずれも「建築材料」に改める。

899頁7行目の「工場長」の次に「は」を加える。

同頁14行目の「曝露」を「ばく露」に改める。

同頁19行目から20行目にかけての「包装に記載」を「包装に注意事項を印刷」に，「文書を相手方に交付」を「注意事項を記載した文書を相手方に交付」にそれぞれ改める。

900頁18行目の「標示義務付け」を「表示義務づけ」に改める。

902頁1行目の「平成9年」を「平成8年11月」に，3行目の「曝露」を「ばく露」にそれぞれ改める。

903頁14行目の「同条3号」を「同項3号」に改める。

904頁10行目の「委員会」を「委員」に改める。

同頁24行目の「移動産業」を「移動生産」に改める。

905頁22行目の「建設業数」を「建設業者数」に改める。

907頁3行目の「野外作業」を「屋外作業」に改める。

924頁14行目，15行目及び16行目の「建材料」をいずれも「建築材料」に改める。

933頁22行目の「石綿関連疾」を「石綿関連疾患」に改める。

956頁15行目の「平成18」の次に「年」を加える。

960頁16行目の「臓器特異的作業」を「臓器特異的作用」に，23行目の「存在する場合，」を「存在する場合」に，26行目の「曝露量レベル」を「曝露レベル」に，961頁1行目の「不確性」を「不確実性」にそれぞれ改める。

964頁16行目の「一般には」を「一般的には」に改める。

989頁12行目及び990頁5行目の「47頁」をいずれも「46頁」に改める。

994頁1行目の「同年」を「昭和58年」に改める。

1009頁16行目の「あるということ等があること」を「あること等」に改める。

1233頁23行目末尾に「被災者〇の死亡後，遺産分割協議により，控訴人〇1が，被災者〇の本件訴訟における被控訴人国らに対する損害賠償請求権を取得した。」を加える。

以 上